

第 1 次総合計画基本構想委員会会議録

平成19年5月17日(木)

(開 議) 10:00

(閉 会) 15:16

○ 委員長

ただいまから、第1次総合計画基本構想特別委員会を開会いたします。

「議案第6号 第1次飯塚市総合計画基本構想を定めることについて」を議題といたします。
昨日に引き続き、6、自然と人が織りなす快適環境のまちづくりについて、24ページの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

おはようございます。川上です。通告では、都市環境の整備とごみ問題についてという2点通告しておったんですが、都市環境の整備については取り下げて、ごみ問題についてお尋ねしたいと思います。

基本構想案の24ページ、この6番、下から3行目に「不法投棄の防止や産業廃棄物問題の解決に努めます」というふうにあります。そこで、お尋ねしたいのは、現在、裁判になっている内住の産廃処分場の状況、また、その支援はどうなっているのかについて、まずお尋ねします。

○ 環境整備課長

お答えいたします。状況につきましては、若干の経過の方から説明をさせていただきたいと思っております。

平成13年に発生いたしました飯塚市内住の安定型産業廃棄物処分場における環境汚染問題につきましては、処分場からの汚水の流出や硫化水素ガスの発生などで、地域住民の飲料水である井戸水汚染や農業用水の汚染をはじめ、下流で取水しております飯塚市民の飲料水への影響など市民生活の上で大きな問題となっております。

旧筑穂町におきましては、住民が幾度となく、許可権者である福岡県に対し、改善を求め申し入れを行っておりますが、一向に改善されないため、平成15年に操業停止と廃棄物の撤去を求め、筑穂町自然環境対策住民会議が仮処分申請を行い、平成17年には操業停止の決定を受けております。しかしながら、廃棄物を撤去させるまでには至りませんでしたので、同年に福岡県に対し、廃棄物の撤去を求める義務づけ訴訟を提訴しているものです。

現在の状況といたしましては、それを受けまして、裁判官と原告被告での進行協議を行いながら、5回の法廷開催を行い、双方の見解を示し、今回は8月末に法廷が開かれる予定であります。市といたしましては、その裁判の行方を見ながら今後対処してまいりたいと思っております。

それから、支援ということでございますけれども、今、申しましたように、市としましては、改善に向けた県との協議は、旧筑穂町時代から継続して行っておりますので、引き続き早期解決のために、関係機関と協議を重ね対処していきたいと思っております。以上です。

○ 川上委員

この住民会議に対する支援は、合併前、筑穂町は全面的にバックアップというか、主導的にかかわっていたわけですね。そのときの支援状況の把握がありますか。

○ 環境整備課長

旧筑穂町時代におきましては、財政的な支援があったというふうに聞いております。

○ 川上委員

まあ裁判を戦うわけですから、弁護士も必要でしょうし、さまざまなことが必要だと思うんですが、財政的支援は幾らあって、合併後新しい飯塚市ではどうしているのか、お尋ねします。

○ 環境整備課長

数百万という話は聞いておりますけれども、詳細には私自身つかんでおりません。

それから、飯塚市といたしましては、そういった支援は考えておりません。

○ 川上委員

基本構想の中では、産業廃棄物問題の解決に努めますというふうに行政の責任も含んで明らかにしていると思うんですね。それで、細かい話をするわけにはいきませんが、筑穂町時代は財政的支援が幾らぐらいあったんですか、それから飯塚市がそれをやめた理由は何ですか、お尋ねします。

○ 環境整備課長

この支援と申しますのは、先ほどもちょっと説明、経過ですが、触れましたけれども、旧筑穂町時代におきまして、筑穂町自然環境対策住民会議というものが設立されております。これはあくまでも住民の任意団体でございます。それに対しまして、当時、筑穂町にて支援をしたということでございます。それで、市としましては、その団体に直接財政的支援はしないと考えておりますし、その当時の費用で、そのさまざまな取り組みについては賄っておられるというふうに聞いております。（「金額と合併後そのやめた理由を、聞いたね、金額が幾らだったのかね、それからやめた理由がはっきりわかるように」と呼ぶ者あり）

今も申し上げましたように、任意団体に出した助成金であります。特別本委員会で資料を求められるのであれば、そういった会議、住民会議と相談して資料は出せるかと思っております。

それから、申し添えますと、財政的支援は行わないと私の方から先ほど答弁いたしましたけれども、別の観点から申し上げますと、財政的だけじゃなくてさまざまな支援をしていきたいと考えております。

それで、私どもがその基本構想に掲げておりますそういった問題解決に努めますというふうに掲げておりますが、それは今から申し上げます一つの防止ということにもつながってまいります。それで、飯塚市自然環境保全条例に基づきまして、関係機関との連携を強化し、事業者に対する指導を行っております。さらには、今後も市民の協力を得ながら、日々の監視行動や情報収集などに努めて、そういった生活環境や自然環境の破壊の防止に私たちが努めていくということこそ、そういった関係者への支援と考えております。

○ 川上委員

総合計画基本構想との関係から言うと、要するに内住には、産廃物、危険物が埋め立てられていて操業停止になったけど、覆土しようとしているわけでしょう。ね。で、もうなき物にしようとしているわけですよ。ね。そうなってくると、経過期間中の10年とかそういう問題じゃなくなるわけですよ。それで、この基本構想を検討するについても言わば試金石と言ってもいいんですね。で、そういう議論を今しているんですよ。で、私が合併前筑穂では、何て言いましたかね、財政支援幾らしているのかというふうに聞いたでしょう。ちょっと課長ですかね、答弁はよく意味がわからない。委員会として資料を請求するなら答弁するということですか。そうであれば、委員長に取り計らい願うけれども。

○ 環境整備課長

私どもで一存で決められませんし、当の住民会議の方に相談の上ということでございます。（発言する者あり）

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：10

再 開 10：12

再開いたします。

○ 市民環境部長

筑穂町時代の飯塚市筑穂自然環境住民会議への助成金としての金額でございますが、それについては、今、資料を持ち合わせておりませんので、あとで報告をいたしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。ちょっと各年にちょっとまたがっていると思いますので、ちょっと調査して出さないと数字がすぐは出ないと思いますので。正確な数字というのは。

それで、助成の形は、まあ住民会議としての環境対策という助成で多分出ていると思います。それで、うちの方といたしましても、決してその内容を聞きましたところ、私自身が把握しているところでは、その運動体で運動費用で幾らか自分たちの運動費も集めた中で、今のところ十分賄えるというお話は聞いております。そういう面で、私どもは側面的にうちの弁護士、馬奈木弁護士あたりとも相談しながら、いい知恵を出し合いながら対処している状況でございます。

○ 川上委員

じゃ少しだけ踏み込みましようね。住民会議がチラシをつくりましたね。で、市の方に回覧とか配付方を相談して、市が断った事実がありますか。

○ 環境整備課長

配付そのものにつきまして断ったということはございませんが、配付をする際の手立てといえますか、住民会議が直接自治会長会を通じて、自治会長会の方で配ってくださというふうなやり取りがありましたものですから、その辺は、住民会議はあくまでも任意の団体ですので、行政協力員の方をお願いするのは、別の観点からお願いをしてくださいという御相談はいたしております。

○ 川上委員

いずれにしても、非常に全国的にも注目されている問題なんですね。で、合併して平成の大合併でできた新しい自治体が、その旧自治体時代からのそういう問題をどう取り扱うのかというのは、そういうことを特に研究している人たちばかりでなくて、全国的な注目の一つなんですよ。だから可能な限り支援をする必要があるだろうと思うんですね。

そして、この内住の問題をきちんと解決するというのは、まあ名指しを、個別名称を上げる必要ないけれども、基本構想の中では当然それが一番に含まれているはずなんですね。そういう位置づけをしてもらいたいと思うんです。それで、現在、稼動している産廃処理施設の数、それから、今後の動向の見通しについては、どのようにお考えですか。把握していますか。

○ 環境整備課長

産廃処理施設は、県の方からも報告を受けておりますけれども、いろんな処理施設がございます。その中で、重点的に県とも協力し合って監視しているのが、今議題に上がっております内住の産廃、それから、クリーンセンター近くにある大光社ということで、その他3社程度でございます。

○ 川上委員

会社としては、5社ということですね。そうすると、そのそれも含めて回答してもらいたいたんですが、箇所数、施設数はどんなふうですか。

○ 環境整備課長

申しわけありません。詳細には資料を用意いたしておりません。後で御報告申し上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○ 川上委員

先ほど聞いたこの計画期間は10年だけれども、域内のこの施設はふえていると思われませんか。それとも横ばいとか減るとか。どう思われますか。

○ 環境整備課長

今の時点ではふえているというふうには考えておりません。

○ 川上委員

私は、恐らくふえていると思うんですね。それで、十分な監視が必要だと思うんですよ。で、いろんな情報に敏感になって、まずは情報に敏感になってキチンと把握すると。それから昨日は言いましたけれども、特に民有林については、保全の手立てを農林課の方でも答弁いただきましたけど、環境の方でもそういう目で関係課と連携をとりながらそういうことをする必要はあるだろうと思います。

それから、不法投棄の方なんですけど、今、市が把握している不法投棄が、例えば、高田地区だとか、それからあそこは椋本ですかね、太郎丸ですか、そういう把握があると思うんですけど、ちょっと今、市としては問題意識を持っている不法投棄、これを防止する、あるいは解決するという点でいうと、どういったことが必要なんですか。

○ 環境整備課長

今、御指摘のありました高田等を含めまして、私どもが常に監視しているところが4カ所ございます。それで、ただその原因者がわかっておるもの、また、不法投棄をどなたが持って来たかわからない、またはその土地の所有者が所在がわからない、いろんなケースがあるわけですが、その一つ一つのケースにつきまして、県と今協力しながら、少しずつではありますが、解決に向けて努力いたしております。

○ 川上委員

防止という点では、どういうことが考えられますか。

○ 環境整備課長

それにつきましては、先ほども御答弁申し上げましたけれども、そういうことがあるがため、また旧筑穂、旧穂波町では、それなりの情報量もございましたし、それを見直して、今の飯塚市にあう、またはそういった不法投棄を今後は起こさせないという強い意志を持ちまして、飯塚市自然環境保全条例を制定いたしております。それに沿いまして、現在も事業者につきまして指導等を行っております。そのことが今後の防止につながるというふうに考えております。

○ 川上委員

後段のところは、そのとおりの思うんですね。だから今ある不法投棄、やり得みたいな状況をやっぱり許さないと、きちんとメッセージを送るというのが大事と思うんですね。そこが大事だと思います。以上で、この質問を終わります。

○ 委員長

次に、西委員。

○ 西委員

今、川上委員から、高田のこれ不法投棄、まあ産業廃棄物というようなことが捨ててありますが、高田も委員会を去年つくっております。そして、市に要望書を出して、なかなかいろいろなことで難しいというようなこととお話がありますが、今、現在はどの辺まで進んでおるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 環境整備課長

今は、ある程度質問者も御承知かと思いますが、周辺でできることにつきましては、その方の家族の方が少し処理をしているという状況でございます。全体的なものの解決にはまだまだ遠いかと思いますけれども、県とも4月に入りましても再三協議を重ねておりますし、今の状況、それから水質検査の結果報告など、また私どもが直接そういった家族の方とも話し合いを持ちたいというふうに考えております。

○ 西委員

まあいろいろ御迷惑をおかけいたしますけど、捨ててあるのが、市長、助役さんたちも見られたかと思いますが、量が多過ぎると。高田にも何でこれまで放置しておったかというようなことを言われますけど、それはいろいろ短期間に持ってきて捨てたと。それで町内会の役員、委員会が行って話をするけど、もうその当時は追い返されると。生活にかかっているよ

うなことであいう状態になったわけですが、私も大体1週間に1回ぐらいは現場に行って、地元ですのでこれはもう当然行かないかんから、今のところは捨ててはないが、その大雨が降ったときというときには、下の田んぼに田の方に水が流れ込んで、その田の水がたまった水が青いというようなことで、ちょっと地主さんが見てくれと、これでは何にも植えられんというようなことで休耕田にしてあります。

そういうことで、さっとは片づかんと思いますが、県の方も被害が出たら片づけますと、稲築の精製しよった硫酸● ●を山林に捨てたというようなことで、そういうとの被害が出てあったら、今すぐでも片づけますというような県の保健所の話でございますけどですね、被害が出てあったら、あの地域にはやっぱり七、八十戸の家がありますので、今度水道が来ますので、飲み水にはあれはしませんけど、もう魚なんかも貝なんかが死んでおるといようなことでございます。毎年蛍の里でしておりますが、それは毎年、山口からゴヒナをとって捨てております。そういうことで、地元としても何とかしていただきたいと、100万円か200万円で片づくといようなことじゃございませんので、市の協力をお願いいたします。これは要望しておきます。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

(な し)

ほかに質疑がないようですから、自然と人が織りなす快適環境のまちづくりについての質疑を終結いたします。

次に、7、ふれあいとやさしさが支える健やかなまちづくりについて、24ページから25ページの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されております川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

24ページ一番下の行から25ページにかけてあります。「生涯にわたる疾病予防、治療、健康増進までの総合的な医療・救急医療体制、生涯保健体制の充実等に努める」というふうに書いてあるんですね。それで、そのことは当然なんですけど、本市は今の市立病院、颯田病院を民間に移譲して、一方で新たに筑豊労災病院を市立病院として獲得して民間に丸投げするという方向なんですけど、その私は基本構想の中で、この市立病院の位置づけと役割について明確にした方がいいと思うんですね。で、ここで市立病院について単語もないといような位置づけじゃないだろうと思うんですよ。だからその辺どういようなふうにお考えなのか、市長にもお聞きしたいと思いますが、いかがですか。

○ 病院・老人ホーム対策室主幹

現在、労災病院の後医療につきまして、昨年より、検討、また審議していただいております。その中におきまして、地方自治体の病院事業につきましては、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営しなければならないとなっております。その中で、先ほど労災病院の関係で御質問がありましたが、この労災病院の後医療の、移譲後の病院として、現在飯塚市立病院として20年4月1日から開設運営するようになっております。この市立病院につきましては、地域の住民の要請、医学・医術の進歩に対応した適性の医療の供給を心がけながら、一般医療のほかに、他の医療機関で対応することが困難な救急、じん肺、リハビリテーション、感染症などの医療を積極的に推進しまして、また、災害拠点病院としての災害時に必要な人材、資材を確保するなどの幅広い役割がございます。

またさらに、この地域は、県内におきましても、高齢化が急速に進んでいる地域でありますことから、高齢者社会に対応するための医療、保健と福祉との連携が必要であり、具体的には保健センター、また特別養護老人ホームなどの福祉施設との連携を図っていく役割がございます。以上でございます。

○ 川上委員

まあ説明はわかったんだけど、その質問には答えていない。市立病院の役割について、ここできちんと記述する必要があるんじゃないかと聞いたわけですよ。この質問にはまだ答弁がないと思いますけど、どうですか。

○ 企画調整部長

この本基本構想には、この筑穂労災病院の後医療でございます市立病院の記載がございません。これにつきましては、筑豊労災病院がこれまで担ってきました地域の中核医療機関としての医療体制を継続いたしまして、この地域の住民が安心して医療が受けられ、そして、健康保持のためにも来年4月から市立病院として開設いたします。管理運営につきましては、もう皆さん方御存じのように、指定管理者にお願いしまして、そして管理運営をお願いするという方法での公設・民営方式で開設いたす所存でございます。したがって、もう来年4月には、この筑豊労災病院のあと医療が、いわゆる市立病院として開設していきますものですから、この基本構想には記載いたしていないというのが現状でございます。

○ 川上委員

よく答弁になっていないと私は思うんですけど、それで、もう少し言うと、大体この7項というのが非常に重要なところなんです。全体の中でも、7番というのは、ここが10行程度だと。

それから、医療についてはもう実質的には2行なんです。2行でしょう。実質的に。市立病院の位置づけも明確にしないと、文章としてはね。どうしてこうなるのかと思うわけですよ。やっぱり根底的にはこれはもう感想を言っていると思ってくださいね、市長。やっぱり市立病院なのに、30年間にわたって民間に丸投げすると、金は一銭も出さないという姿勢からこういうことになっているんじゃないかなと思うんですよ。やっぱりここは考え直さないといけない。で、私が記述も明確にするべきだと思います。

それで、体制のことは、そのためにということでは体制書いているんですけど、「健康日常生活を送ることが重要です」と書いています。体制は、仮にこのように相当な決意を持って従事したとしても、今市民の中で4割は国民健康保険ですね。で、この方々の中に保険証を持っておられない方がおられます。また、1年間通用する保険証を持たないということできくると、数千人の方々が保険証を、正規保険証をなしで今飯塚市民として暮らしているわけです。この状態をこれから10年間続けるのか。

で、私は、これから先、ことしだって国民健康保険税の負担額は5億6,000万円分負担が押しつけているでしょう。世の中は貧困と格差の拡大ですから、こういうことになってくると保険証を持ってない御家庭というのはふえる可能性がありますよ。で、こういう状況を10年間これからも続けるのかどうか、その辺をどうお考えか、ちょっと命と健康にかかわる問題ですけど、市長か部長か答弁を求めます。

○ 健康増進課長

国民健康保険証の件でございます。国民健康保険証につきましては、1年証のほかに、6カ月証、2カ月証、1カ月証、それと資格証明書というそれぞれの保険証がございます。それぞれに発行されておりますのは、国民健康保険事業の基本的な事業運営の主な財源でございます保険税の納付に関して、不公平感が生じないように、いわゆるこのようなそれぞれの保険証を、その納付状況によって発行するというふうな法の規定によりまして実施いたしておるものでございます。

しかし、このことにつきましては、基本的に医療を受診することを制約することではございませんので、納税の相談に所管のところにお越しいただきたいというふうに思っております。なお、この制度につきましては、このまま継続して行う予定でございます。以上でございます。

○ 川上委員

国なりの非常に冷たい姿勢ですよ。これは10年間続けるんですよね。で、13万人の人口目標だとか、その中で高齢者がふえていくようなことの方とは矛盾していますよ。で、医療を受けさせないとかそういうことやないんだと言いますが、実態的には受けられませんよ。物すごくお金を持って健康だからというような方の場合は別ですよ。圧倒的多くの方がそうじゃないでしょう。で、全国的な統計でもその保険証を持っている方と持たない方の受診率というのは100分の1です。全国保団連というお医者の方の団体が調査して発表しているじゃないですか。だから、これを24ページの下に書いてある「新生児から高齢者まですべての市民の人権が尊重され」、行政が本来保険証を持って受診できるべき人たちから保険証を取り上げて受診できなくしているわけ。実質的に、こういうのを人権を侵しているというんですよ。こういうのを10年間続けるというのが課長の答弁ですよ。市長、どう思いますか。

○ 保健福祉部長

今、国民健康保険証のことについてお尋ねでございますけれども、国民健康保険制度は、国民皆保険ということの中で始まったわけでございますけれども、非常に財政基盤が脆弱でございます。そのため医療費の増嵩、こういったことに対しまして、被保険者も保険税、あるいは地方の負担は限界近く、こういうことになっております。本市といたしましても、国県に対して財政援助を含めまして、積極的な措置を講じられるよう市長会等を通じまして強く要望しているところでございます。

また、本市を含めました国県の医療費が高くなっているという現状を踏まえまして、本市といたしましては、医療費適正化対策、医療の受診抑制ではなく皆様ができるだけ医療を受けなくていいような健康づくり、こういうことも推進していきたいというふうに思っております。そういうことで、今後とも滞納、国保税の減税、滞納対策が国保税の減税につながるということも考えておりますし、税負担の公平性や被保険者間の負担の公平性を図り、不公平感が生じないよう方策を講じてまいりたいと思っております。以上でございます。

○ 川上委員

市立病院を持つ自治体で、保険証がなく病院にかかりにくいという人たちが数千人もいると。で、これが今の流れだともっとふえるかもしれないという状況をそのまま進めようとしているのが、齊藤市政だということになるわけですね。

それでは、次に、3行目からあります福祉の関係ですが、障がい者福祉計画ができてますね。総合計画との関係で、この障がい者福祉計画の位置づけ、どういうふうになっているのか、お尋ねします。

○ 社会・障がい者福祉課長

障がい者福祉につきましては、ここ数年の間で従来の措置制度から支援方式、いわゆる契約制度へと移行しております。また、昨年4月より、障害者自立支援法の施行というように目まぐるしく法改正が行われております。

こうした状況におきまして、福祉支援の具体的施策につきましては、障害者自立支援法により、市町村は、障がい者福祉サービス等の質を定めた市町村障がい福祉計画を策定することが義務づけられております。本年3月に策定をしておりますが、本市の障がい者福祉計画は、障害者基本法の規定に基づく市町村障がい者計画として、本市の障がい者にかかわるすべての施策の基本的方向性を定める計画であるとともに、障害者自立支援法の規定に基づく市町村障がい者福祉計画として、障がい者福祉サービス等の見込み量やその確保策等を定める計画となっております。

この計画は、こうした状況を踏まえて、障害者基本法及び障害者自立支援法の規定に基づき、合併後の新飯塚市における障がい者の一人一人の施策の基本的な方向性と、障がい福祉サービス等の基盤整備にかかわる具体的な数値目標を定める計画として策定をしております。障がいのある方々を取り巻く状況は、少子高齢化の進展や障がいの重度化の傾向、社会情勢の複雑化、

多様化により、大きく変化をしております。今回、策定をしていますこの計画は、今後の本市が取り組むべき障がい者福祉施策に関します基本的な考え方、方向性を総合的、体系的に示すとともに、施策を実現するための具体的な方策と数値目標を掲げております。今後はこの計画を着実に実行していくことが大切ではなかろうかというふうに考えております。以上でございます。

○ 委員長

次に、質疑一覧表以外の質疑を許します。

(な し)

ほかに質疑はないようですから、ふれあいとやさしさが支える健やかなまちづくりについての質疑を終結いたします。

次に、第5章、戦略プロジェクト、1、情報・流通・教育拠点都市形成プロジェクトについて、26ページの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています兼本委員の質疑を許します。

○ 兼本委員

名前は「戦略プロジェクト」と非常に大きな題材ですけど、質問は本当に細かいことだから申しわけございませんが、実は、飯塚はもう何年になりますかね、もう大方二十何回ぐらいになると思いますが、少年の船というのを沖縄の方に出しております。この少年の船を出した目的について、まずお尋ねいたします。

○ 生涯学習課長

少年の船の目的でございますが、飯塚市少年の船事業の目的といたしましては、時代を担う子どもたちが一堂に集い、研修活動やレクリエーションなどの団体生活を通して、人々に触れ合い、社会性を養いながら、仲間づくりを行い、地域のリーダーとして活動する子供たちを養成するとともに、あわせて沖縄の歴史や風土と戦争の悲惨さを学び、平和の尊さを実感させることを目的といたしております。また、高齢者の方にも参加していただき、団員や指導者との交流の推進を図り、もって三世代交流の機会を提供することも目的といたしております。以上でございます。

○ 兼本委員

高齢者の方々が乗船するようになったのは、随分あとの方で、最初は少年だけを対象にしていた船で、これはかなり人気が高くて、当初、最初のころは抽選でやらないと船に乗れないというような非常に人気の高い一つの少年の船でした。で、この船に、やはり今言われましたように、団体生活とか何とかありますけど、まあ一つは沖縄の戦跡を自分の体験——子供たちみずから体験しながら、命の大切さ、平和の大切さ、そういうものを十二分に子供たちが自分の目で見、体で味わっていただくというのが大きな目的ではなかったろうかと私は思っているわけですけどね。

そういう意味から言いますと、これは、最初のうちは市の職員、それから学校の教員もかなり乗っておりました。で、ちょっと市役所関係の乗船者数をちょっと資料でちょっといただきましたら、ここ10年ほど教員は一人とも乗っておりません。市の職員もこれは高齢者が乗るようになってからかなり人数が乗っているごとありますけどね。この指導者として当然費用は要るわけですけど、非常に少年の方が何十人か乗って、そして船の中で体験し、沖縄でも戦跡を体験するというようなことで、非常にこれは私は有意義な一つの何ていいますか、指導ではなかろうかと思うわけですけどね。ここ近年、市の職員や学校職員の乗船については、どの程度か、ちょっともう少し詳しく説明してください。

○ 生涯学習課長

飯塚市少年の船事業につきましては、飯塚市子供会指導者連絡協議会が母体となって、現在の飯塚市少年の船運営委員会が組織された経過があるため、地域で子ども会活動にかかわって

いる市職員や学校教職員等が参加してきた経緯がございます。また、ほかにも一般のボランティアとして市の臨時職員や嘱託職員を含む市職員や学校教職員等が、継続的ではございますけど乗船してきております。以上でございます。

○ 兼本委員

この少年の船は少年の船運営委員会ですかね、そういうのが母体となってやっているということはあれですけど、これに対して市の職員、それから学校関係の職員、この人たちに、例えばこういうふうな今度5月の資料にも載っておりましたよね、少年の船の申し込みがですね。これに対して少年の船に乗って、一つ青少年の育成とかそういうふうな意味で、よく子どもの指導は地域と学校と家庭というような言葉がよく言われているわけですよ。と言いながら、こういうふうな市が補助金まで出してやっている少年の船に対して、行政の方から市の職員、あるいは学校の方に対して、こういうふうなものがありますからぜひ一つ乗って、今いろんな意味で学校の中でいじめとか何とかあっているわけですよ。そういうふうなものの子供たちが船の中でもう船の中ですから行き場ありませんから、あと出りゃ海に落ちるだけですから、その中の狭いゾーンで子どもたちが一堂に会するということは、子どもたちの一挙手一投足がよくわかるわけですよ。私も2回ほど乗りましたけど。もう随分昔ですけど、精神薄弱児の子どもが一人乗っておりました。で、ちょうど私が乗ったときは台風で船がこう大きく揺れたわけですけど、みんな船酔いしてこう子どもがもう内字にしてこう寝ているわけですけど、その精神薄弱児の子どもが水筒を持ってその酔った子供たちのところに枕元に水を一つやりながら大丈夫大丈夫というて声をかけて回っておりました。行きがけは、その子は本当にのけ者みたいな感じでしたけど、そういうふうな体験をすることで帰りは本当にリーダー的な感じで帰ってくるようになっていうのを目で見ましたね。

だから、これは職員もそうですけど、私は学校の先生が何でこんなのに乗らないんだろうかと思うんですよ。で、アメリカとかあんなところに行くやつについてある程度希望者が多いと思うんですよ。これに行くのは、あんまりこう沖縄ですから、ちょっと船ですから、あんまり待遇もよくありません。で、船で揺られて行きますから、本当に台風のシーズンですから、台風なんかに当たりますともう非常に厳しい時期ですけどね。これに10年間も学校の先生が一度も乗っていないと。で、これは私は学校の先生たちも、この教職員の研修の一環とでもいいですかね、そういうものの中で、ぜひ船に乗って子どもたちと一堂に、同じ釜の飯を食ってやるということは大切なことではなからうかと思いますが、どのようにお考えですか。

○ 学校教育課長

少年の船の教職員の参加につきましてですが、学校教育課といたしましても、少年の船の目的や趣旨をかんがみまして、実施期間が夏季休業期間中でもありますので、飯塚市内34校の教職員に対して、積極的に参加するよう奨励してまいりたいと考えております。以上でございます。

○ 兼本委員

奨励してまいりたいやなくて、10年間も乗っていないのよ、10年間も。一度も乗っていないのよ、10年間もね。そして、学校の中で、学校の崩壊とか、子どものいじめとか、いろんな問題が起きているでしょうが、現実問題として。で、オーストリアとかあんなところに行くところの子どもについて行く学校の先生ちゅうのは、意外と希望者が多いらしんですよ。本当かどうか知りませんがね。学校の先生も学校の夏休み中はいろいろ研修制度があるといいますが、34校の先生が全部研修でそのたった1週間ぐらいか5日か6日かな、ぐらいい日にちがとれないように、そんなに多忙なことではなからうと思うんですよ。見てみてください。18回から今27回ですから、18回から約10年間、1人たりとも乗っていないんですよ。

で、今言いますと、その間に行くように指導しますとか何とかて言いますが、課長、その

10年間も乗っていないというのね、それまではずっと乗っていたんですよ。何人か少ない数ですけど1人とか、まあ空白の時期もありますけど、一番最初のうちは2人とか4人とか6人とかですね、特に私のときにはたしか飯塚小学校の先生なんかかなり乗っていましたけどね。乗っていたんですよ。ずっと。で、ここ10年間一度も乗っていないということですね。で、ここに「小・中・高・大学等を結ぶ教育ネットワーク」とかいろいろ書いてありますが、その子どもの一番船の中の船上生活の中で、一番子どもはそのそういうふうなことで、いじめとか何とかいうものもそんなことで一発でなくなるわけですよ。そんな私は大切なこの一つの機会でないかと思えますけどね。

まあ今後進めるということですので、ことしはまたありますから、ことし何人乗るか期待してから見させていただきますがね。どうですか、助役、あなたはお孫さんもできたことやきくさ、助役やなく副市長、あなたは一遍ぐらい団長として乗ってみらんですか。どうですか。（発言する者あり）（笑声）（「教育長」と呼ぶ者あり）それは教育長でもいいですばい。どっちでもいいよ。答弁したって。

○ 教育長

日ごろから、学校、家庭、地域が一緒になって子どもたち育てるということを口にしておりますし、そのことは非常に大事なことだと思っております。私、昨年度、この船に乗らせていただきまして、子どもたちの実態もつぶさにこう見てきております。日ごろからの教職員に対しましても、できるだけ学校だけじゃなくって、それ以外のところでも勉強なり、そういう学習体験もしていくようにということをずっと言い続けてはきておるんですけども、まあ現実の問題としては、なかなかそういう場に教職員が出るというのは非常に少ない実態がございます。

先ほど課長も言いましたけれども、できるだけ今後そういう場にも、地域でのいろんな活動にも積極的に参加するよということをおあわせて、そういういろんな団体の活動にも積極的に参加するよということ呼びかけは、今後も続けていきたいというふうに思っております。

○ 兼本委員

最後に、各地区に子ども会というのがありまして、それぞれ子ども会の指導者がやはり学校外での子どもの指導というものをやっているわけですね。まあ知的指導はできませんよ。しかし、そういうふうなものの道徳——道徳で言葉を言ったらおかしいですけど、そういうふうな指導はずっとやっているわけ。体力の指導とかですね。

だから、やっぱり学校の先生たちも、やはりある意味では、今学校の開放とか何とかやっているわけですから、地域の子ども会とやっぱりタイアップしながら、ひとつ子どものそういうことをやることによって、子どもとの結びつきが、余りにも友達みたいな結びつきじゃだめなんですよ。今もうずっとこの学校の荒廃というのは、友達みたいな結びつきからこうなったわけですから、やっぱり指導者は指導者としながらやれば、私はまた違った教育、子どものいじめとか何とかの防止になるのじゃなからうかと、私は少しでも役に立つのではなからうかと思っているわけですよ。

だから、教育長は去年乗ったということですので、ぜひ副市長もあなたお孫さんもおられることやから、一遍乗ってですな、沖縄に行ってから、ね、しっかり頑張ってきてもらいたいと思いますが、一つそれで終わらせてもらいます。

○ 委員長

暫時休憩をいたします。再開を11時5分といたします。

休 憩 10:55

再 開 11:06

委員会を再開いたします。

川上委員に質疑を許します。

○ 川上委員

26ページに1番、情報・流通・拠点都市の形成があります。で、4行目から書いてあるところの説明をお願いしたいんですが、情報産業都市としての蓄積やギガビットハイウェイ構想を基本とした高速情報基盤の整備を背景として2つのネットワークを書いているんですね。

「行政、学校、企業、市民館の情報ネットワークの構築や保健・医療・福祉分野や地域防災ネットワークの構築など地域全体のブロードバンド化の促進を目指す」と。で、こここのところの意味は、特にこの地域全体のブロードバンド化というのがわかるように説明してください。

○ 総合政策課長

ここでは、福岡県が進めておりますギガビットハイウェイ構想を基本といたしまして、本市でも高速情報基盤の整備を図ってまいりたいという考えでございます。

情報ネットワークの推進に伴いまして、市内全域、教育ネット、そしてまた、市民との情報ネットワーク、学校、もちろん行政もでございますが、そういうネットワークで今後地域全体のブロードバンド化の促進を図ってまいりたいとそういう記述でございます。（発言する者あり）

○ 情報推進課長

今、お尋ねの地域全体のブロードバンド化と申しますのは、今、御存じのように、旧飯塚市におきましては、光通信、光によるその個人のネットワークがある程度可能になっております。ところが、一方、旧筑穂町、庄内、潁田、それから穂波の一部におきましても、まだそこまでの整備が行われておりません。これは、民間による整備というのが前提になってこようかと思っておりますけれども、これにつきましては、合併いたしまして、私どもの方からも民間のそういう通信事業者に対しまして、今申し上げましたまだ整備が行われていないところに対して、早急な整備をお願いをしているところでございます。ただやっぱり民間でございますので、費用対効果、そういった営業的に成り立つかということもございまして、非常にまだ色よい返事がいただいておりますけれども、今後ともそういう地域が同じような条件で、高速の通信網を使えるような状況に持っていきたいというふうには思っております。

ただ、今のところ、一部ではADSLに関しましては、ある程度できる状態にはなっておりますけれども、光ということに関しましては、まだそこまでの整備が行われていないという現状でございますので、今後10年間の目標といたしまして、全体のブロードバンド化ということに関して、やっぱり進めていかなければならないというようなことでここに記載をさせていただいております。以上です。

○ 川上委員

基本的には、民間による整備を考えておるといことなんですが、山田のことは御存じだと思うんですね。積極面と同時に多額の投資が費用がかかって、維持費も相当かかって非常に混乱している部分もあるんですね。それで、私が心配をしておったのは、ネットワークの問題で言うと、行政の公共投資がかなり見込まれるのではないかと思うんですよ。で、今すぐ数字的なことを、どうですかというわけいかなと思うけど、そのどのくらいのボリュームを考えてありますか。市の一般会計予算がね、600億程度という状況の中で。10年間の間で。

○ 情報推進課長

今、お尋ねの公共投資という形になりますと、まだ今のところ全体の部分に関しまして、まだそういう計算はいたしておりません。先ほども御答弁を申し上げましたように、まず、通信事業者、ここで言いますと、NTT、あるいはQTネット等々の通信事業者に対しまして、早急な機関網の整備をお願いをしたいというふうに依頼をしているところでございます。

まだ、先週あたりのその新聞にも出ておりましたけれども、まだそれ以外にも、例えば無線による高速通信回線の整備であるとか、そういったものが今実証実験として行われておりますので、そういった先進的な技術を見込みながら、必要であれば公共投資ていいですか、自治体

としてある程度幹線網を引かないといけない時期が来るかもしれませんが、そのあたりにつきましては、今申し上げましたようないろんなその技術的な革新が今、日進月歩の状態で進んでおりますので、このあたりからやっぱり検討をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○ 川上委員

恐らく全体のブロードバンド化は、民間の方でお願いするというので、それを前提なんですけど、その場合によって、局部的なネットワークとかいう場合は、公共投資の可能性もあるということなんですが、そういう場合は、場合によって、合併特例債を安易に使おうかというような発想が一部に出るかもしれませんが、費用対効果をよく研究していく必要があると思うんですがね。そのことを申し上げておきたいと思います。

それから、続いて、この1番の下から2行目に、またと書いて、「道路交通網の整備にあわせて、自動車関連企業や流通産業等の企業誘致を促進し、流通拠点都市を目指します」というんですね。「流通拠点都市」というのが新しいのではないかと思うんですね。

それで、道路交通網の整備という点でいうと、200号と201号が主なものだと思うんですが、その鯉田・中線とかは入っていないと思うんですね。ですが、この企業誘致、どういったところにどういうイメージで進めようとしているのか、伺いたいと思います。

○ 総合政策課長

今、委員、申されましたように、本市の地理的条件が福岡県の中央に位置するところでございまして、地理的な福岡県におきまして有意な特性を持っておるといふふうに思っております。今、言われましたように、201、また210の主要国道が交差する交通アクセスの非常によいところでもございますし、そういう地理的要件を生かしまして、流通の拠点になるものといふふうに思っております。

そしてまた、あわせて、自動車関連をはじめとして、企業誘致にも今後つながっていくものといふような考えを持っております。以上です。

○ 川上委員

私は、特に、201号バイパス、これの本格的開通を迎える中で、まちづくりというか、中心市街地の問題もきのう議論になりましたけど、まちづくりの様相が今想定しておるんでしょうけど、ここ数年のうちに急速に変化する可能性があると思うんですよね。今の201号線沿いの街並みが一気にバイパス沿いに展開していく、で、それは中心市街地の空洞化の解消とかみ合うのかどうかということがあるんですが、そういうときに、201号の方に、ここ数年のうちにこの流通産業というのが一気に展開していくとなるとどうということになるのかと。流通産業というのは、どういう企業をイメージしているのか、その辺ももう少し聞かせてもらえますか。

○ 総合政策課長

ここで、今後申し述べております流通拠点というところでございしますが、一応先ほど申しましたように、地理的な追い風とともに、流通拠点となるべき地域であるという想定をしております。

まあ具体的に流通の事業所、企業はどのようなものかという御質問でございますが、総合政策といたしましては、まだそういう具体的な構想はまだ持っていないのが現実でございます。

○ 川上委員

倉庫業を、トヨタは今すぐ持って来いと言ったらその時間に持って行かないかんから倉庫は要らないんでしょうけど、例えば、倉庫業とか、それとか運送業、そういう企業を集積するお考えかとそういうことを聞いたんですけど、そんなことも考えないで流通拠点都市というのをイメージしているんですか。

○ 経済部長

今、質問者が申されますように、運送業等につきましては、トヨタの関連、日産の関連で、飯塚市内の方に、特に鯉田・中線は入っていないというような質問者は申されましたけど、あの沿線に流通業関係、運送業関係が、土地がないかというような問い合わせもあっております。で、今、自衛隊の前にスズキ自動車がありまして、その運送関係に1社、企業誘致、昨年しております。

そういう関係で、あの近辺に運送業の方々が土地を探してありまして、我々の方にどっか紹介してくれというようなことは3社ほど今のところは来ております。そういうことから、トヨタとか日産は、もうすぐ交通網が整備されれば、ああいうところに張りついてくるんじゃないかということで、それも視野に入れて企業誘致に取り組んでいるところでございます。

○ 委員長

次に、江口委員の質問を許します。

○ 江口委員

同じような質問になるんですが、それぞれ情報拠点都市、流通拠点都市、そして、教育拠点都市とあるわけです。で、何のていうか、どういった意味の拠点を目指すのか、そのあたりをお聞かせいただけますか。

○ 総合政策課長

一応このテーマといいますか、表題をそれぞれ拠点都市という表現を使わせていただいております。ここでは、情報・流通・教育という三本の柱を上げさせておりますが、情報につきましては、先ほどの質問の内容と大体同じ話になろうかと思っております。情報につきましては、大学等との連携により新産業創出に力を入れてまいりたいというふうに思っておりますし、今後大学の3大学ございますが、今後、大学の技術を核としたベンチャーや既存企業の支援を行っていききたいと。で、そういう将来像に、情報の拠点都市を目指したいというものでございます。

で、流通につきましても、先ほど申しましたように、地理的な要件も非常に飯塚市有利でございまして、今後、流通の拠点としての将来像を描いていきたいということでございます。

教育につきましては、小・中・高・大学の関係者との連携を含めまして、将来ネットワークを構築し、教育体制を整備していきたいというふうに考えております。特に、小・中学校での基礎学力や、地域での学習学力もさらに伸ばしていければと、そういう将来像に教育拠点都市を目指していきたいと、そういう記述でございます。

○ 江口委員

教育の方からお聞きいたします。

今、将来的には、小・中・高・大学を結ぶ教育ネットワークを構築しというお話がございましたですね。そのそこで言うネットワークなんですが、これはどういったことをお考えになっておられるのでしょうか。

○ 総合政策課長

特に、教育につきましては、先ほど情報の話も出ましたけど、ここでは、小・中・高・大学、それぞれの関係者との連携、教育関係者との連携をもちまして、教育力を今以上に伸ばしていきたいということで、ソフト的な表現をさせていただいているということでございます。

○ 江口委員

何もコンピューターとかそういったところのネットワークではなく、人的ネットワークということでよろしいですね。はい。で、そして、ここでも教育拠点都市なんですね。拠点というからは、その周りが想定しながらその真ん中として飯塚だっという話だと思います。流通拠点でもそうですよね。例えば県内なり九州なりを見ながらその中で拠点としてやりたいですね。じゃそのときに教育拠点というときには、どういったエリアに対して、どのような役割を果たしていこうとお考えになれるのか、そのあたりをお聞かせいただけますか。

○ 総合政策課長

将来フレームの中で「飯塚市13万人を目指す」という御説明も昨日以来させていただいておりますが、やはり人が住み続けたいと、住んでいてよかったというまちを目指すためには、やはり飯塚の一つの大きな柱の住環境の中に教育問題があるかというふうにも思っております。そういう中で、今、飯塚市近郊の市町村には大きな企業も参っておりますし、そういうふうな先では定住対策の大きな力になるものというふうに思っております。以上です。

○ 江口委員

ごめんなさい。いま一つそのエリアとそこに対する役割というのがわからないんですが、ごめんなさい。もう一遍ちょっとそのまずエリアから、対象としているエリア等があるのであれば、お聞かせいただけますか。

○ 総合政策課長

今、現在いろいろな交通機関網、道路網を含めまして交通アクセスが非常に進んでおります。でも今現在、描いているエリアでございますが、やはりこの筑豊地域の中心地である飯塚市というふうに思っておりますので、当面、この筑豊地域を考えていきながら、将来的には、福岡県下、全域に発信していきたいという考えでございます。

○ 江口委員

もう一つ、そのエリアに対してどのような貢献をするのかですね、その拠点として。その部分をお聞かせください。

○ 総合政策課長

この前段でもございましたように、本市、飯塚市、福岡県のリーダー、権威的な立場という記述もございましたように、特に今後、広域的な行政も国は求めておるところでございますが、やはりその教育をここでは上げておりますが、まちづくり、地域づくりのやはりリーダーということで、総合的なリーダーということで目指していきたいと思っております。その中でも、特に教育問題につきましては、中心に据えていきたいというふうな考えでございます。

○ 江口委員

多分苦しいのは、ここに拠点で書いてあるからだと思っているんです。これは拠点都市を目指すとかでなくて、教育をきちんとやっていくというふうな書き方であれば、多分そういった混乱はなかったんじゃないかなと思っています。こうやって書いたこれを読むと、やり方としては小・中・高・大学の連携の中で、飯塚市として、学校教育のあり方について、教育のあり方について、こういった未来図をやったらどうという部分をしっかりやった上で、その周りに対してモデルを提示するというふうなところでの拠点というふうな読めなくはないんですが、ただ、果たしてそちらの方のほかに対してモデルとなる分を提示するというよりも、まず、自分たちが今住んでいる人たちに対してきちんとやっていくという、そちらの方を素直に書かれた方がよかったのかなとは思いますが。

まあネットワークを、人的ネットワーク等もつくってという話がございました。ぜひその分についてもしっかりやっていただいて、で、住んでいる方々が満足するだけではなくて、その上を目指すということですから、ぜひその分もあわせてしっかりやっていただきたいと思えます。

で、流通拠点の方に戻ります。道路交通網の整備にあわせていく形であるんですが、そのときに、こうやった流通拠点というときに、じゃあ201にしろ200号にしろある程度整備はされてきておりますが、これから先、流通拠点としてなり得るためには、あと何が欠けているんでしょう。何をやっていかななくてはならないんでしょう。

○ 企画調整部長

今、御質問者、言われています主要国道の整備が着実に今進められております。それで、先ほどの委員の御質問にございましたけど、これから先、飯塚市は、大きくその都市形態といい

ますか、都市の形といいますか、そういうのが大きく様変わりするのではないかというふうに考えているところでございます。そういうことからしまして、この飯塚市が県央都市という地理的条件を十分に生かしながら、先ほど答弁しました自動車関連企業、それから製造企業等々の企業誘致をしっかりと積極的に進めていながら、雇用の生まれる、そして定住人口を図った中でいわゆる住みたいまち、住み続けたいまちを目指して、飯塚市の発展のために、ぜひこうして行政も一生懸命頑張っていきたいというふうな考えのもとで、こういう流通拠点都市という名称でここで掲げさせていただいているところでございます。

○ 江口委員

その企業誘致を頑張るというんだけど、そのためには何が足りないのかなんです。もうおおよそ基盤整備はすべて終わって、あと企業誘致をやるだけで流通拠点都市となり得るとお考えかどうか。もしそうではなく、ここら辺が足りないからここをしっかりとやっていきたいとあれば、お聞かせください。

○ 企画調整部長

今のようなまちづくりを推進する上で、本市にはいわゆる工業団地がございません。ですので、先だってからは、私がお答え申し上げますように、早くこの工業団地を確保いたしまして、そして、企業誘致を積極的に推進し、またあわせて、道路交通網の整備も若干まだ進んでいない部分もございます。そういうことも含めましてのいわゆる整備を進めて、早く先ほど言いましたようなまちづくりに対して、積極的に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○ 江口委員

工業団地の整備というお話がございましたが、そこが工場であるのであればこれは流通ではないんですね。で、流通というふうな話をするのであれば、どうしても欠かせないのが、通常の国道とかというのとは違うんだと思います。ある程度本当に時間が見える形ですよ。

で、流通拠点というふうなことを考えたら、すぐ近くで思い浮かぶのは、福岡インター周辺、もしくは鳥栖ですよ。あすこと比べると圧倒的にやっぱり違うんですよ。高速があるかないかはやはり大きく違うわけです。そのあたりを含めて考えていくのかどうか、そこら辺はどんな感じでしょうか。

○ 経済部長

今、質問者が言われますように、鳥栖とか、例えば、粕屋の方ですよ、高速道路の、ああいふところに比べれば、まあ流通の拠点と言いますと小っちゃなものになるかもしれませんが、先ほどちょっと答弁させていただきましたように、鯉田・中線あたりは、200号にトヨタの宮若の方から直結いたしますし、そういう中で、現在、福岡県が進めております自動車産業に関連した流通運送業、そういうものも視野に入れた中で企業誘致させていただいております。宮若の方のあの4車線の工事はまだ進んでおりませんし、いろいろ鯉田・中線につきましても、まだ10年近くかかるというようなことも言われておりますけど、先日、県の方に行きまして、できるだけ早く鯉田・中線の方は開通させていただきたいと。それとあわせて、宮若市が若干自治体が違いますけど、県の方の指導により、トヨタの方から4車線でこちらの方に来れるように指導していただきたいというようなお願いもしてきておりますので、そういう中で、自動車関連に関する流通関係の拠点というようなことも含めまして、そういう企業誘致をやって拠点都市を目指したいというようなことで記述させていただいております。

○ 江口委員

今、鯉田・中線のお話もございました。確かにその自動車産業というのを考えると、鯉田中線が早く抜けることは本当に大切なことだと思います。ただ、あとまだやれることがあると思うんです。県の真ん中ではあるんですが、じゃあ動く時間を考えると、そこでその道路があるだけではだめですね。そこに係るコストも当然流通の分野では厳しく考えられます。

で、今、県の方は冷水、社会実験やっていますですね。もともと400円だったのかな、420円だったのかな、それを今200円に下げて、当面、半年ないし1年ぐらいでしたっけ、それで効果があるかどうかを見るというお話があります。で、その流通を考えると、やっぱり縦の軸なんですよ、北九州の方から南の方へ抜けるかどうか、3号を通るのかどうかですよ。拠点としてはちょっと厳しいですけど、流通というふうなことを考えると、冷水の部分、非常に効果がある部分です。

あともう一つ、人の移動のことを考えると、八木山バイパスがあります。で、201が抜けて行ってではありますが、あそこだけ有料のまま残ります。それがその有料のままあるのかどうか、それもあわせて検討していただきたいと思いますが、どうでしょう。

○ 経済部長

八木山バイパスにつきましては、27年に償還が終わるといような話を聞いております。償還後のことにつきまして、今後、関係機関に利用しやすいような形でのお願いをしてみたいと考えております。

○ 江口委員

今、お話しているのは、27年を待つかどうか、それとあと、冷水は社会実験が終わった後どうするかなんです。そこもあわせてぜひ、ここに住んでいる人間としてもメリットがあるわけですよ。その流通だけではなく、それもあわせてぜひその部分について、無料化なり、料金の低減なりをぜひ検討していただきたいと要望してこの質問を終わります。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

(な し)

ほかに質疑はないようですから、情報・流通・教育拠点都市形成プロジェクトについての質疑を終結いたします。

次に、第2、生活・文化融合プロジェクトについて、27ページの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています兼本委員の質疑を許します。

○ 兼本委員

私は、この質疑通告を出しておりましたが、事前に担当現課の課長と打ち合わせしましてよくわかりましたので、この質問は取り下げます。

○ 委員長

次に、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

27ページ、1番、都市基盤の計画的な整備のところについて、お尋ねをいたします。

特に、総合交通体系なんですよ。下から2行目に、「福岡・北九州両都市を本市で結ぶ鉄道・道路のアクセス性の向上を促進します」というふうに書いてあります。これは大事なことだと思うんですが、これから先、どういうことが必要かということについて言うと、具体的に考えてみると疑問のある表現があるんですよ。一つはその一つ上の行ですが、「新北九州空港へのアクセス道路の整備を目指す」と、これはその必要性とどういう見通しを考えているのか、お尋ねします。

○ 総合政策課長

北九州の方には、新しく北九州新空港が設置もされております。そういう飛行場へのアクセスも含めまして、北九州、また福岡の方は福岡都市部、それに福岡空港もごさいますし、今ちょうど本市はその中間地点に位置するものでございまして、その両方の結ぶ交通アクセスの向上を促進したいということでございまして。

○ 川上委員

もう少し具体的に聞かせてください。その新北九州空港へのそのアクセス道路、そういうふ

うに前の方も係るでしょうけど、新北九州空港へのアクセス道路なんですね。これはどこのことを言っているんですか。

○ 総合政策課長

今、田川から——まあ具体的に言いますと、田川から行橋に向けての国道、それにまた田川から今度は北九州へ向けての国道、その2つを含めて考えております。

○ 川上委員

今、道あるでしょう。そのアクセス道路でしょう。その必要性がちょっと新しい道をつくれというんですか。どういうことなんですか。これは。

○ 総合政策課長

今ごぞいます国道の改良整備というものも含めて、アクセスの向上というふうに記載をしているところでごぞいます。

○ 川上委員

国が自分の仕事としてやることでしょけど、これにプラス・アルファを要求していくということになると、自治体が共同していろんな要求をするんでしょけど、費用対効果ちゅうことも考えないといけないんで、その点、指摘しておきたいと思います。

それから、さかのぼりますけど、「福岡空港・福岡都市部への直行路線への構築」と書いていますね。今、直行路線あるでしょう。別に直行路線をつくろうとするわけですか。お尋ねします。

○ 総合政策課長

ここの表現でごぞいますが、今確かに鉄道で申しますと、福北ゆたか線、篠栗線から福岡県、福岡都市部へのアクセスになっております。ここの記述にもごぞいますが、いろいろな条件、また機運、それぞれの地域の機運が盛り上がりましたら、福岡の中心部から、福岡空港、そして篠栗方面と、地下鉄の構想が今後実現ができたらということで記述をさせていただいているところでごぞいます。

○ 川上委員

この辺は、ムダ遣いをしようというようなニュアンスがこもっているようにしか私は思えません。先ほど江口委員の質問もありましたけど、いずれ八木山有料道路は国道本線に変わるでしょう。そうなってくると、福岡の都市高速が今のままの値段であるかどうかわかりませんが、もう天神だとか博多駅周辺だとかいうのが物すごく近くなるわけですよ。そして、鉄道——鉄道については費用対効果のことももちろんありますけれども、JR篠栗線は1968年ですか、2001年からは電化になったでしょう。で、地元の基本要件は、鉄軌道に対する基本要件は、電化、そして複線化でしたでしょう。で、ここにはそのことが一言も書いていないんですよ。基本要件のことが書いてなくて、これをもう要求しないのかね、やめるのかね、先にそれを聞きましょう。

○ 総合政策課長

この篠栗線、筑豊本線沿線沿いの行政、また地元、商工会議所、また商工会等々の主だった団体で、整備連絡協議会を立ち上げまして、5年前にこの電化が一定の成果を見たところでごぞいます。この連絡協議会の大きな目標の一つに、電化と、それに今委員御指摘の複線化、これがまだ大きな課題として今後の目標になっております。この連絡協議会を中心に今後も複線化の実現のためには、現在活動に取り組んでいるところでごぞいます。

まあこれは、ここでこの記述につきましても、今後の市民、地域、企業、行政が分野にとらわれず結集して今後取り組んでいこうという部分でごぞいます。現在、複線化につきましてもは活動を継続中ということでごぞいます。

○ 川上委員

非常に重要なんで少し細かくなって恐縮なんですけど、私はJR篠栗線の敷設と、それから電

化というのは炭鉱閉山後の飯塚のこの地域の振興にとって決定的な役割を果たしてきたと思うんですよ。それから、複線化にならない現状においても、これから10年間非常に重要な役割を果たすに違いないですよ。間違いない。欲を言えば、安全性の問題とそれから駅をもう少し工夫するとかいろんなことがあると思うんですけど、この改善が総合交通体系という点では大きいと思うんですね。

ところが、今答弁あったように、この基本要件はまだあるというわけでしょう。ところが、一方でこれから福岡県が移転を考えている福岡空港、板付に篠栗線から直行の線をつくるように飯塚市長が要望せないかんわけですよ、この文書でいくと。福岡県のリーダー的役割を果たすという立場からね。そうなってくると、飯塚は篠栗線の複線化だとかそういうことを要求しているのか、それとも福岡空港から篠栗線までの地下鉄の延線を要求して、大体金は出す気があるのかということも含めて、そういうことが問われるわけじゃないですか。地下鉄掘っている福岡県としては、福岡空港を移すつもりですから、新空港構想を持って動いているじゃないですか。だから、福岡県が今の政策の中では「うん」と言うはずもないし、2兆何千億円という借金抱えてね、地下鉄3号線が経営破綻に追い込まれるかもしれないような状況の福岡市が、地下鉄引いてくれというんだったら飯塚市が自分で引いてくれって言うかもしれませんよ。そういうことを問われるような文書になっているわけですよ。だから、飯塚市長は聞かれますよ、必ず。篠栗線の充実要求するのか、地下鉄をつくれというのはどっちですかと聞かれますから、私がかわりに今先に聞きましょう。市長、答弁をお願いします。

○ 市長

交通アクセスに関しては、今いろいろな考え方がある。もう本当に篠栗線の電化・複線化に関しては、まず電化ができ上がって、複線化というのがまた大きなこれから八木山のトンネル等を考えたときに大きな費用もかかるわけですし、これ電化における地下鉄の福岡空港乗り入れというのは、これは飯塚市だけのことじゃなくて、宇美の方ですかね、あっちの方の話も上がったりしてますし、いろんな形でこっちからの地下鉄乗り入れ、要するに篠栗側ですね、筑豊も含めてあるわけですし、複線化というの、これは当然の活動としてやっていかなきゃならないんですけども、地下鉄乗り入れというの、これからのこの筑豊における福岡衛星都市として、また逆に筑豊に住みたい、飯塚に住みたいと思えるような交通アクセスもそこに必要じゃないかという流れの中でやってきてますので、飯塚市がおまえだけの問題だということではなくて、篠栗線近辺の市町村にも力をかりながら、私はやっていきたいなというふうには考えております。

○ 川上委員

答弁を聞きました。飯塚市というのは大変欲張り、篠栗線も複線化しろと、それから地下鉄も篠栗線まで敷設せよと、何千億円かかるかわからないですね、1兆円ぐらにかかるとは思いませんか。さっき私ちょっと間違ったかもしれませんがね、福岡市の借金が2兆数千億円って言いましたかね、兆の段階ですよ。

それで、飯塚市は金を出すつもりかどうかわかりませんが、国民的に見てこういうちょっと信じがたい公共事業のむだ遣いを福岡県のリーダーたろうとする飯塚市長がよそでこういうことを言うべきじゃないということを私は意見申し上げます。この質問を終わります。

○ 委員長

次に、八児委員の質疑を許します。

○ 八児委員

個別の話みたいになってしまいますけれども、今飯塚駅におり立ったときに、本当に一瞬これが飯塚の顔かなというふうに思えるんですよ。本当に実は、飯塚市に来てくださいと言ったときに、交通案内しなければおり立つ駅は飯塚駅だそうです。新飯塚駅におりてくださいと言えば、新飯塚駅におり立たれるそうですけれども、御案内しなければ飯塚駅におり立たれてしま

うと。そのときに駅に立たれたときに、あの駅前の光景について、本当に新生飯塚市なのかと、そのように思えるような風景ではないかと思えます。本当に県央中心都市というふうな話も出ておりますけれども、やはりJR篠栗線の大きな意味もありますけれども、本当に新飯塚駅が改修が終わりまして、本当に飯塚駅の荒廃というか、今の姿について本当に皆さん危惧しております。今後の開発についてちょっとお聞かせしていただきたいと思えます。

○ 総合政策課長

飯塚駅周辺の開発の御質問でございますが、今、飯塚市内には11のJR駅がございます。飯塚駅につきましては、平成12年度に都市計画としての広場整備をしておるところでございます。その駅周辺の整備ということでございます。駅の東側は中高層等住宅地としての土地利用を図ることとしておりますし——ちょっと年度を間違っておりますが、平成2年に広場整備をやっております。そして、駅の東側は中高層等の住宅地としての土地利用を図ることとしております。駅西側は、商業集積を図り、菰田地区全体の商業力の向上を図るとされておるわけでございます。現時点におきましては、駅周辺の具体的な整備計画はございません。しかしながら、当地域は篠栗線の電化と福岡・行橋を結ぶ国道201号バイパスの一部供用開始を受け、サブ拠点地区的な位置でございます。周辺の地区の動向や宅地開発等の動向を見ながら、地元住民の皆様の意見が反映されたまちづくりを推進していかなければならないというふうにご考えております。以上でございます。

○ 後藤委員

関連で言わせていただきますけど、執行部が考え違いしているところがあるんですけど、東側を中低層住宅って言われました、中高層って言われましたよね。実際に、東側のJRの駅跡は何になるか御存じですか。

○ 総合政策課長

これJRの方のお話を一部聞いたところによりますと、ちょっと範囲が私もわかっておりませんが、一部駐車場の整備も考えておるという話は少し聞いた経過はございます。

○ 後藤委員

一部じゃないんですよ、もうほとんど全部なんです。もう一部はもう駐車場になっているんですよ。あれ全部がJRが駐車場にしようと思っているわけです。だから、今の答弁聞くと、まだ計画があるような感じで東側に駐車場がJRが計画されているのに、市は中高層っていう考えを持たれているというのは、全然これを総合計画の計画自体が全然把握されてない。関係各課との連携はとれているんですか、実際に。

○ 都市計画課長

今、飯塚駅の東側の計画の件につきましてですが、東側の中高層計画というのは平成12年に作成しました都市計画マスタープランの中のJR敷を除いたその地区の計画のことです。以上です。

○ 後藤委員

JRの土地をのけたところの計画と言われて、土地がありますか、実際に。市が土地を持っているんですか。

○ 都市計画課長

マスタープランの計画というのは、用途地域を踏まえた上での計画のことです。以上です。

○ 後藤委員

正直に今、八児委員が飯塚駅周辺の開発が市は考えてあるのかというのは、考えてないというのはもうわかったわけですよ、今の話の中で。ただ、新飯塚駅舎がもう完成しまして、あと10年間のうちにどういうふうに市が飯塚駅周辺をやはり開発していくかというのは、僕期待して答えを聞いていたわけなんです。これは意見だけで終わらせますが、やはりJRの駅舎

と、JRが今土地持っている空き地を駐車場にしてほしくなければ、そういうふうな案を持って全体的な地域の活性化にもなりますので、そこら辺をよく考えていただいて、民間の活力が必要であれば民間活力を使いながら、何とかJRの駅舎とJR駅前と裏側と、そういう開発を頭の隅っこでも入れていただいておりますということを意見言いまして、終わります。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。

(質疑なし)

ほかに質疑はないようですから、生活文化融合プロジェクトについての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休 憩 11:59

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

次に、3、自然共生プロジェクトについて、28ページの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています兼本委員の質疑を許します。

○ 兼本委員

28ページの自然共生プロジェクト、これに今から私が質問する事項が該当するかちょっとわかりませんが、適当な場所がなかったものですからここで質問の通告をさせていただいたわけですが、我々旧飯塚市の議員としましては、旧筑穂町の赤水ということ、耳には聞きまじすけど、大体赤水というものがどういうものか、そしてこれに基金が国の方から出て、それを日鉄の方が管理しているというようなことで、詳細なことはわかりませんが、そういうふうなものについての経過並びに概要をひとつまず説明をしていただきたいと思います。

○ 筑穂支所総務課長

事前に提出しております提出資料のその8をお願いします。提出資料その8、馬敷地区かんがい排水施設の概要について説明をさせていただきます。そして、御質問者の回答にかえさせていただきます。

1番の施設沿革でございますけれども、これは昭和45年3月に閉山いたしました嘉穂炭鉱、これは日鉄鉱業の関連会社でございますけれども、この閉山に伴いまして、閉山時には保安監督局の指導のもと、鉱害危機防止工事を実施しておりましたけれども、昭和45年の7月に馬敷妙見地区におきまして、また同年の11月、馬敷正ヶ谷地区におきまして、鉄を含む湧水が発生しております。この湧水には、鉄分を多く含んだいわゆる赤水というような現象が確認されたものでございます。この湧水の水質の抜本的改善のために、昭和52年5月に馬敷地区かんがい施設排水設備が設置されたものであります。建設費は約2億2,500万円でございます。また、平成13年の8月におきまして、4億5,600万円をかけまして施設の改善工事がなされております。この負担につきましては、事業者が3分の2、国の方が3分の1を補助金として支出しておるということでございます。

2番目の施設の概要でございますけれども、①から⑤まで、施設名は馬敷地区かんがい排水施設、所在地は福岡県飯塚市大分、関係炭鉱名は旧日鉄鉱業株式会社嘉穂炭鉱、そしてこの関連する面積は3万1,200平方メートル、現在維持管理者は日鉄鉱業株式会社というふうになっております。

3番目の水処理でございます。2ページをお願いします。2ページに、水処理系統図を掲げております。これは湧水の場所が3カ所ございまして、それぞれ処理方法が違いますので、このようなフローチャートで示させていただいております。まず、正ヶ谷の抜水につきましては、酸性度が高いために酸化槽で硫化第一鉄を酸化槽に入れまして、これを硫化第二鉄に酸化をします。そして、シクナーという施設に入れまして、ここで凝固をさせまして中和槽、ここで

第2鉄を水酸化鉄に変えます。そして、固形化されたものについては、フィルタープレスで水抜きをしまして、固形物はセメント材料としてリサイクルをしております。そして、その水につきましては、清澄池から馬敷川の方に放流をしております。三坑湧水と妙見湧水につきましては、これは酸化が進んでおるということから、直接中和槽の方に入れまして、正ヶ谷の水と同様な処置をして馬敷川の方に放流をしております。

4番目、水質を掲げております。上から水素イオン濃度、溶解性鉄含有量、浮遊物質量、水量ということで右の方に――表の一番右に基準値を掲げております。これは放流水の基準でございます。いずれも国、県の基準内の数値を示しております。水量につきましてですが、これは年間168万トン、これは平成17年の実績でございます。これ日当たり直しますと、単純に365で割りますと約4,600トンということでございます。

ちなみに、水量の多い気候で雨の多い年とかそういう年については約230万トン、少ない年で大体130万トンが年間放流をされております。

5番目の処理水の有効利用でございますけれども、馬敷川に放流しておる水質は、先ほども申しましたように国、県の放流水としての基準を満たしておりますので、工業用水とかそういうものにも利用できるのではないかとというふうに考えられます。この処理水は、このほかにかんがい用水に年間約30万トン、そして日鉄の採石場の砕石の洗水用水として約15万トンを使用して、残余の処理水については馬敷川の方に放流をしているということでございます。

以上、簡単でございますが、説明にかえさせていただきます。

○ 兼本委員

済みません、ちょっとこの資料でセメントの材料に固形したやつを使っているということは、これはどの程度セメント材料に使われているのか。

それと、処理水の採石場の水処理にもこれを使っているということですけど、採石場というのは、何とか道路の右側にあるあの採石場ですかね、あのことを。ちょっとそこだけ2つ。

○ 筑穂支所総務課長

まず、1点目の御質問のフィルタープレスにかけたいわゆる消石灰で鉄分を固形化したものの利用で、セメント材料として使ってますというふうに御説明いたしました。この量につきましては、詳細には把握しておりません。日鉄の方に問い合わせた経過も今までございませんので、早急にその数については調査したいと思います。

そして、15万トンの採石用の用水という御質問でございますけれども、これはちょっと高台にございますので、前任の担当者から聞きましたところ、ポンプアップして自分のところの採石を洗う水に使っておるというふうに聞いております。以上です。

○ 兼本委員

実は、私はこの質問をなぜ質問したかと申しますと、これだけの多量な水が出ているわけですから、この水を何とか有効利用はできないかという趣旨で質問をしたわけです。と申しますのも、近隣の地区では水を不足している自治体はかなりあるのではなかろうかというようなところで、これを上水に利用できたらひとつそれを水を売るということで、企業会計ですからね、上下水道局にこの水を処理させて売れば幾らかでも利益が出るんじゃないかと。そうしますと上水の値上げとか何とかいうものについても、そういうものでカバーできるのではなかろうかというような趣旨で質問をさせていただいておるわけです。

そこでお尋ねいたしますが、近隣自治体の水事情についてお尋ねいたします。

○ 上下水道部管理課長

事前にお配りしております資料、その8の3ページをお願いいたします。近隣市町村水道統計資料をお願いいたします。最初に横の列、市町村名、行政区域人口、給水人口、世帯数、普及率、年間取水量、受水量、年間給水量を記入しております。縦の軸に市町村名を記入しております。内容については、省略をさせていただきます。

なお、年間取水量の欄の中で受水水量という記載があるところが、自主水源が不足しているところがございます。つきまして、他から上水を購入している市町村でございます。以上です。

○ 兼本委員

質問するときには全く無知で、恐らく上水にすると近隣の自治体は待ってましたとばかりにうちに譲ってくださいというような声が出るのじゃなかろうかというような期待を込めて質問したわけですけど、近隣の一番水不足である筑紫野にしても5,082立方メートルの水は手当てをしておるといようなことですので、恐らくこの水を買ってくれといってもなかなか難しいのではなかろうかと思えますけど、せっかく出した質問ですから続けさせていただきますが、この赤水の危険性というのを鉄分を含んだ水、これは放流するについては非常にここに書いてあるように基準値内ということですけど、これをこのままで飲料水とすることについての危険性についてはどんなものでしょうかね。

○ 上下水道部管理課長

坑内水の湧水による赤水の影響でございますが、先ほど筑穂支所の総務課長が話しましたように、赤水の水質は鉄分が多いため、大気酸素と反応して赤褐色あるいは茶褐色になりますが、これを飲料水にいたします場合、赤水の成分は鉄分でありますから、通常浄水場で行っている薬品沈殿、ろ過により容易に除去が可能です。しかしながら、坑内湧水には鉄以外にカルシウムイオン、マグネシウムイオン、硫酸イオンが一般の水道原水に比べ多量に含まれており、これらの物質は浄水場の通常ろ過処理では除去が不可能であります。味の異常、排水施設等の腐食やさび、浄水器の目詰まり等が考えられ、さまざまな障がいを起こすと思われま。したがって、飲料水とするには非常に無理があるというふうに考えております。以上でございます。

○ 兼本委員

いただく回答がそれぞれ何かもう後ろ向きの回答で、実はこの筑紫野に水をもしも売れるようになれば、筑紫野の国立博物館のお客さんを飯塚の方の観光の方にも足を引っ張ってこれるんじゃないかと。水不足のところを水を売るわけですから、ある程度筑紫野も飯塚の言うことを聞いて、ある程度周辺整備もしてくれるのじゃなかろうかと、安易な気持ちでしたわけですけど、なかなか非常にこういうぐあいでも水の手当てもしておるといことですけど、これ単に飲料水にするために今非常にこのままでは浄水場の沈殿ではだめだと、いろんな新しい設備をつくって飲料水にするための手当てをしなければならぬと思うんですけど、例えばこれを飲料水にするとした場合に、どれだけのコストがあるのか。当然、売るために安く水を給水して売らないかんわけですからね、売れる売れんは別問題として、大体どのくらいのコストがかかるということで試算がしてあれば、ちょっと教えてください。

○ 上下水道部管理課長

1日の処理水を仮に5,000トンといたしまして、高度ろ過方法といたしまして膜ろ過による浄水場整備コストは、土木建築電気工事を含めて概算ではございますが、15億円程度かかると思っております。これに配水管の敷設費用といたしまして、メーター当たり4万円が必要であり、仮に筑紫野市まで敷設するとなると約15キロありますので、これで計算しますと約6億円、ざっと計算しただけで21億円程度が必要だと思います。これに毎年の浄水場の維持管理費、これが約1億8,000万円程度、これは概算でございますが、かかりそうであります。それに、筑紫野との境のところに配水池をつくる必要が出てくると思っています。しかし、今のところ不確定要素がありますので、この分は除いておりますので、これにまたさらに費用がかかってくるというふうな試算をしております。以上でございます。

○ 兼本委員

飲料水にするための相当のコストがかかるということですけど、現在、これから見ますと日鉄の方が新エネルギー、こういうふうな受託をして維持管理をしているということなんです。この

基金が幾らか積み立て基金というのは幾らやったとですかね、で現在高はどういうふうになっているのか、ちょっと教えてください。

○ 筑穂支所総務課長

基金についての御質問でございますが、基金は平成14年度から日鉄鉱業が国との業務契約及びNEDOとの信託契約によりまして、日鉄鉱業株式会社の預かり金となっております。これはもとは25億程度ございましたけれども、17年度末現在で23億4,250万円となっております。今、18年度末はこれらに今言いました数字の中から18年度の必要経費を引いたものでございますが、この数字については現在把握しておりません。

○ 兼本委員

そういうことで、この基金が結局、赤水、馬敷地区のかんがい排水施設の維持管理という形で基金がNEDOから出ておるわけですね。これを今維持管理でいきますと大体3,000何百万円ぐらいの金が大体毎年要るような計算になりますけど、これがずっと日鉄の方で今後もずっと維持管理を現在のままやっていたとして、これもしもなくなくなった場合に、例えばなくなる前にもしかしたら今のフロー図、水処理の分についても新たにやり変えねばならないというようなことも生じるかもわからないし、また新たな農業用水として使っているところについての被害が出た場合とかいうような場合には、これは大体どこが責任になるわけですかね、もしもそういうことになったときには。

○ 筑穂支所総務課長

最初の御質問でございますが、この基金の運用につきましては、先ほど答弁しましたように日鉄の方が国からNEDOから預かりまして運用をしておりました。この基金のことにつきまして、先日、九州経済産業省の方へ出向きまして話を聞きましたところ、平成19年3月に日鉄鉱業株式会社の方から施設の自社管理、そして基金の譲渡というようなことで、平成19年度から実質的に日鉄鉱業株式会社が管理運営をするということになっておるという話でございます。このことについては、九州経済産業省の課長さんにお聞きしたんですけれども、日鉄鉱業にもその話をしまして、日鉄鉱業の本社と情報が得られるようにということで話をさせていただいております。その結論については、まだ聞いておりません。

2番目の御質問でございますけれども、もしこれが日鉄が持つておってずっと最終的に全部お金もなくなった、日鉄もつぶれたというような話になると、国の方にそうになったらどうなるんかという問い合わせを知らないふりをして聞きましたら、国は一切関知しませんというような答えでございました。そうすると住民の生活を守るというような立場から考えますと、市の方がそういうふうな後処理というか、そういうものも必要になってくる可能性もあるかなというふうには考えられると思います。

○ 兼本委員

あるかなじゃなくて、恐らく自治体が責任持つような形になると思うんですよね。だから、今のうちに何らかの方策で日鉄がまだあそこのところの土地持ってますからね、これを例えば行政が今の農業用水として使っているということであれば、農林課の方で受けて、例えば行政の方で管理するという形になれば、今言いましたようにセメントの材料として幾らかでも材料費を売っているとか、それから採石のための用水として使っているということは、これは例えばそうなれば水を売れるということに私はなるんじゃないかなと思うんですよね。何らかの手当てをしていかないと、企業というのはもう資本主義の中で企業というのは倒産するというのが原則ですかね、そうなったときにこのお金だけは別途ですから残してくれるかもわかりませんがね、しかしこれがずっと今言うように23億、恐らく今年度末ぐらいで23億ぐらいになれば、そのお金がずっと3,000万円ずつぐらい要っていると思う。ずっと永久に残る金じゃないわけなんですよね。金利でも高いときであれば果実の運用というようなこともできたと思いますけど、今現在の金利であれば目減りするというのがもう当たり前のことですからね。

そうになったときに、なくなってしまうまではじっともう日鉄に任せておけばいいやないかと、なくなった後で自治体が責任持とうやないかということでは、やはり自治体としての公共の福祉を預かる者としては無責任ではなからうかと思うんです。特に、筑穂町は産廃とか何とかの問題で、あの峠の馬の牧場の前の方にも産廃を今から許可を申請しているというような形の話も聞いたことあるわけですよ。いろんな意味でやっぱり筑穂町というようなところは、そういうふうな産廃の処理業者がどんどんどんどん出てきて、そして今現に裁判もやっているけど、やっぱり我々飯塚市としては、同じ飯塚市になったわけですから、やはりそういうところは飯塚市の行政としてはやっぱり断固として反対するところは反対しなければいけないし、こういうふうな水を馬敷地区の方々に迷惑かけるような施設は、やっぱり自治体が責任持って引き継がなければならないというのも一つの考え方ではなからうかと思うわけですが、まず施設引き受けに関することについて、恐らく今上下水道局に聞くと、上下水道局はもう恐らく今ちょっとだけでも21億ということですから、そんなお金は恐らくもう濱本管理者に言うても、それは濱本さんも大抵何でもやろうという人ですけど、それは勘弁してくださいということになろうと思いますけど、どうでしょうか、上下水道局あるいは市長部局の考え方をひとつちょっとここで御披露していただければと思います。

○ 上下水道部長

先ほどもうちの課長が言いましたように、上下水道局の見解につきましてまず最初にお答えいたします。

本市におきましては、現在、住民への水の供給につきましては、十分に確保している状況にありまして、議員が言われますようにこの水を有効活用するには水を売ってはどうかということがございますが、この水を売るという事業につきましては、県の許可が要ります。したがって、県に問い合わせたところ、確かに水の供給の事業については、国及び県の許可が必要であり、現行ではその許可は結論的にいうと難しいということでもあります。また、この坑内水を飲料水にするには、先ほど課長が言いましたように多大な設備投資と維持管理が必要であり、また既得している水利権の返還も生じてくるようなおそれがあります。したがって、総合的に水道局の考えといたしましては、現段階では局で所掌するメリットはないと考えております。

○ 筑穂支所総務課長

かんがい施設の引き取りと申しますか、日鉄の方あるいはNEDOからの指導ということで、引き取りの経過についてお話ししておりませんでしたので、先にそちらの方の説明をさせていただきます。

かんがい施設の引き取りにつきましては、平成12年7月に日鉄鉱業株式会社の方から赤水処理施設の引き渡しに関する陳情書が旧筑穂町議会の方に提出されて、町議会では文書で引き受けませんという回答を行っております。また、平成15年11月には、同様に旧筑穂町に対しまして赤水処理（かんがい処理施設）の引き渡しに関する陳情書が提出されております。これにつきましても、引き受けない旨を回答した経過がございます。

合併後、新市になりまして平成18年の6月に、新市の齊藤市長に対しましても同様の陳情書が出されておりましたが、これについては現在まで回答をしていない状況でございます。

本市の考え方でございますけれども、ただいま上下水道部長の方からメリットがないからというお話がありました。これは水を飲料水として売るということでメリットがないという御答弁だったというふうに理解をしております。しかしながら、年間180万トンもの水が馬敷川に放流されておるといことで、水は大変なエネルギーを持っております。先ほどの説明の中でもお話ししましたように、工業用水として使う分については問題はないだろうというようなお話でございますので、できれば水需要の高い企業誘致がなされれば、あの水を有効活用できるかなというふうな気持ちも持っております。しかしながら、もっと軽微なものであの水を利

用するということになるかどうかというふうものが考えられるかといいますと、施設は先ほどから説明しておりますように鉄分を多く含んだ水が排出されております。この鉄分につきまして、他の施設では鉄分をいわゆる焼き物の上薬として使うこともできると、そういうふうな研究がなされておるといふような事例もございます。また、近隣では佐賀県の方でこの施設から出る水をハウス栽培の温度管理のために使っておると。何でそういうふうなことができるかと申しますと、地下水は定温でございます。夏も冬も温度が変わりませんので、そういうふうなものに使っておるといふような事例もあるようでございます。

今後は、こういうふうな事例いろいろ考えながら、管理者であります日鉄鉱業とあるいはまた関係機関といろいろ協議をしながら、施設の引き取りあるいは有効活用等々につきまして、関係各課と協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○ 兼本委員

今、私が言おうと思いましたが、筑穂のあの地区にはまだ日鉄鉱業の遊休地もたくさん残っておるわけですからね、言いましたように新たな工業団地とかいふようなことももしかしたらできるかもわかりません。一部工業団地増設については反対の意見もありますけど、そういうふうなものにもあるかもわかりません。そうしますと、その水も有効利用ができるということになる。

いずれにしても、施設そのものはずっとあるわけです。三郡山の三郡水系の水は恐らくこっちに入ってきておるんだらうと思いますから、1年、2年でこの水がなくなるということじゃあなかろうと思うんですね。1年、2年でなくなるんだったら、もうそのまま放ったらかしておきいいわけですけど、ずっと未来永劫この水がずっとこのまま出てきた場合に、自治体が将来的に責任を持たないかんとということになるのであれば、今のうちに何らかの方策を講じてやって、そして日鉄の方にも協力方を要請しながら、日鉄の方の協力もいただきながら、この施設の引き取りということも考えなければならぬのではなかろうかと思うわけです。

今、筑穂支所の総務課長としては、いろんな使い方もあるというふうなことでよく研究されているんですけど、これは大体市長部局として本庁としてはどなたが一番部長ではどこが関係になると。副市長、あなたちょっと今の聞きよった。そしたら、それどうするか、今後の方向について答弁してください。私はもうそれで終わります。

○ 副市長

この赤水問題でございますけど、先ほどから答弁がっておりますように、維持管理費に大体3,000万円から4,000万円、あるいは多いときは5,000万円、それに今後施設の更新等も考えられます。そうなりますと、この施設を維持管理していくためにはかなりの費用負担が発生することが予想されます。そして、出てくる水につきましては、今のところ飲料水としては非常に不適合というんですか、そういうふうなことでございますので、他の利用方法等もそれぞれ研究いたしまして、有効活用ができるものならできるようにしていきたいと思っておりますが、当座の間、この日鉄鉱業の坑道からのわき水ということであれば、ある程度原因者の方にも責任の一端は担ってもらいたいというふうに思っておりますが、何せこれがどんどん施設が老朽化していったり、あるいは日鉄鉱業が例えば倒産した場合には、住民の方の健康あるいは農作物への被害、そういう等も考えられますので、今後の課題といたしまして、関係各課あるいは国、県、そこら辺も踏まえましてから対策について協議をさせていただきたいというふうに考えております。

○ 芳野委員

質問ではありませんけれども、この赤水処理につきましては2つの問題がありまして、一つはいかに有効利用するかということと、もう一つは今までは日鉄鉱業に対する信託契約ということで預けたということやったんですよ。それで、企業としては預かっているお金だから税金はかからないと。先ほど言われますように、ことしの3月からはそのお金が投げ渡しと言うた

ら言葉は語弊があるかもしれませんが、日鉄鉱業で自由裁量で使ってもいいよというような形で言っておるわけです。今、日鉄鉱業が頭を痛めておりますのは、このお金に対する税金がかかるじゃないかというようなことになっております。23億ぐらいだったと思うんですけども、これが仮に4割税金がかかったら9億ぐらいかかるわけですよ。失礼な話ですけども、仮に日鉄鉱業が倒産とかいうことになれば、今言われますように市でその責任の一端を担わないかんということになってきますと、年間3,500万しかかからない処理費ですよ、これで9億あれば当然20年分あるわけですね。ですから、赤水の有効利用については時間をかけて考えてもらっても結構なんですけれども、施設の引き受けについては年度内に、極端な話、受けるようになればですけども、結論を出せば9億円浮くということをお知らせをいたしまして、要望でもないんですけども、補足にさせていただきます。

○ 西委員

今、副市長が飲料水には不適合というようなことを言われましたが、それは処理をする前の水のことでか、ちょっとお聞きします。

○ 上下水道事業管理者

あくまでも処理した飲料水としての対応です。というのが、先ほども担当の課長から水質のことを説明がございましたが、その中に資料の中にはございませんけども、一応我々検討した中で、水質の中に蒸発残留物という形の中で水質があるわけです。これなかなか処理することが難しいわけでございまして、仮にこれを処理しようとするならば、どのような処理をした方がいいかという形の中で、先週やったかと思いますが、私ども専門のコンサル業者を呼びましていろいろとお知恵をおかりしたんですけども、まず福岡市で今海水を淡水化しておる事業がございます。この施設の大体10倍ぐらい高い濃度の水だと。ですから、それ以上の逆浸透膜という処理をしないと処理ができない。先ほども部長が言いましたように、非常にこの処理をするとコストがかかる。そうなってくると、水は飲料水にはなっても水道事業という事業の中では運営ができない。例えば、逆に一升瓶の酒のお金と同じぐらいの値段でつけてこれ販売するような形になるわけですね。そういう形の中で考えますと、これが公共事業で販売いたします飲料水として供給ができるかどうかというようなところまで考えますと、なかなか無理じゃないかというような結論で申し上げた次第でございますので、御理解をお願いしたいと、そのように思っております。

○ 西委員

今、それを私が尋ねたのは、今その水は馬敷川に放流しておるですね。そして、太郎丸浄水場、旧穂波町の太郎丸浄水場のあの下に桂川と穂波の境にありますよね、井堰が、あそこで取りよるわけですね。全部は取りよらんけど、飯塚市にもこの川にも流れていきよるですね。そうすると、これ飲料水になりよるとでしょう。

○ 上下水道事業管理者

まさにそのとおりでございます。ただ、それだけの量の水をまともに太郎丸浄水場、鯉田浄水場が取水しておるかということではございませんし、河川の水というのは御存じのように何倍か雨が降ったわき水、いろいろ水が流れてきよります。そういうものと希釈した水が流れてくるわけでございまして、その中には今申し上げましたような養分がずっと希釈されまして、それならば今の施設で十分処理ができるというような、仮に今筑穂支所総務課長が申しましたように、5,000トンという形にするならば、これを約10倍薄めて約5万トンの水が要るわけですね。こういうものと混ぜれば処理はできます。しかし、今の5,000トンの水そのもの自体を処理するということになりますと、先ほどから申しましたように非常にコストがかかるということで御理解をお願いしたいと思っております。

○ 西委員

今、局長なんか商売人やから、いろいろな説明ができると思いますが、今言うようにまずあ

そこから穂波、それからその残ったのは飯塚へ水が流れ出ますから、その辺をもう何にもなければこれはもう何も言う必要もないけど、今後やっぱり日鉄、あそこには馬敷から出るのは坑口が幾つもある水が出てますから、私も高校出て坑内に下がって採炭●シクリ●をやってきて、八本松、●マツオロシ●、●タケオロシ●というような坑口があったから、相当の水が出よると思いますので、今後新しい飯塚市に被害のないように極力水質検査なんかをよろしくお願いして、終わります。

○ 上下水道事業管理者

先ほどから御質問がっておりますように、私どもこの話がございましてすぐ水源に必要な水じゃないかなということも頭に入れました、脳裏に浮かびました。ところで、詳細な日鉄さんの方から資料が参っておりますので、それを一つずつ加味しながら検討したような状況でございます。

まず、先ほども第一に支所長の総務課長が申しましたように、年間167万8,000トンという水が流れてきておるとい形の中では、年間でございます。ところが、1カ月1カ月の資料ももらっておりますので見ますと、最高が18万7,000トン、これは月に流れております。ところが、一番渇水時期の2月には9万7,000トンしか水は出てないわけですね。そうなりますと、これを日にちで30日で割りますと、大体日に3,000トンちょっと超えるぐらいの分でございます。ところが、それを農業用水なり先ほども言われましたように採石場なり送ってきますと、本当の水は飲料水として必要な水は何ぼとれるかという形でございますと、先ほどから申し上げましたようにある程度年数をかけた中で、本当に安定した水がどれだけ取れるか、それから入っていかなくちゃいけない。そうすると、この水処理も例えば鯉田浄水場で研究したんですけど、3年間研究して、今高度処理を導入しております。そうしたような水質に対する研究もしなくちゃいけない。これにはある程度の一定の日にちがかかります。期間も要ります。そうしたような形でないと、我々飲料水としての水利用という立場から考えていくと、なかなかちょっと二の足を踏むような答弁になりますけども、専門的なことになれば、先ほど兼本議員からも言われましたように、少し後退するような話になるという形でございますけども、ただこれは安定供給という立場から見れば、もう少し研究させてもらわないと、また調査をさせていただかないと、調査には3,000万円ぐらいかかるんですけども、そういうような費用がかかります。そうしたようなものを考えた中で物の行いをしなくちゃいけないというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○ 委員長

では、次に川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

28ページの3の1番、循環型社会の形成促進というところで、ごみ減量化を促進し、限りある資源を有効に活用することによりということが書いてあります。本市のかかわる清掃工場の中で、桂苑、それから目尾のクリーンセンターと違った位置づけにあるのが、ふくおか県央環境衛生組合のRDF工場ですね。これは資源の再利用ということで、熱エネルギーを電気に変えるということで大牟田の方でごみ発電をやっておるんですが、その固形燃料をつくるということですね。このふくおか県央のRDF工場の現状、耐用年限の到来の予測も含めてお尋ねいたします。

○ 環境整備課長

施設につきましては、今議員が御説明のとおりでございます、当然これは他の施設と違います。燃料をつくるという施設でございます。ただ、構造的にも他の焼却施設と違いますけども、今現在のところ順調に稼働はいたしております。

ただ、耐用年数につきましては、こういった処理施設につきましては、前回は御答弁したかと思いますが、通常法定年限というのがございまして、大体15年というふうに定められてお

ります。この施設につきましては、平成14年度から稼動いたしておりますので、それから数えていきますと平成29年度に一つの耐用年数を迎えるわけですが、他の施設同様、先ほども言いましたように順調よく今のところは施設管理はいってますので、さらにメンテナンス等もいろいろ考え合わせますと、さらに5年、さらにまた5年というふうな老朽化はまだ先になるかと思っております。

○ 川上委員

固形燃料はスムーズにつくっておるということなんですが、もともとこれは福岡県がイニシアチブをとってやり始めたことなんですが、このRDF、固形燃料によるごみ発電という技術は、まだ全国的にも未成熟なんです。それで、御承知のとおりのような事故が各地で起こっているわけです。それで、福岡県の場合は、その事故を手当てすることも含めてかなり財政出動が要求されております。それで、処理経費も割高という状況だろうと思うわけです。それで、これについてこのまま割高なごみ処理を耐用年限29年までということなんですが、続けていくのかどうかというのを飯塚市だけでは考えられないことではしょうけど、検討する必要があるんじゃないかと思うんですね。この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○ 環境整備課長

確かに、今御指摘のとおり必要経費につきましても、近年は大きな要因といたしまして原油の高騰等がございまして、今詳細な資料は持ち合わせておりませんが、飯塚市が払います負担金の中のごみ燃料化に伴う負担金だけで申し上げますと、約2,000万円ほど経費がかさんでおります。これも他の処理施設といろんな、私も前言いましたけども、ごみの減量化ということも全体的な観点の中から考えていかなければならないこの施設だろうと思っております。今のところは、施設の形態からして破碎とか乾燥とか、またちょっと違った面からいいますと管理経費もかかる部分がありますけども、全体という中で対応年数、それから市のごみ減量化に向けていつの基準をとらえていくかというところで考えていきたいと思っております。

○ 川上委員

もともとごみ発電というのは、自己矛盾を持っているシステムなんです。ごみを減量しなければならないという側面と、それから発電をしなければならないという側面、矛盾があるんですね。それで、現状では固形化燃料つくってもしょうがないということなんで、本当はごみ減量に現実的にはつながっていかないといけないんだけど、本質的には発電の燃料だからどンドンつくらないといけない、割り当ても来るということで、広域というか福岡県によって市の負担というのが定められてくるところがあるんですね。それで、ごみ減量に実践的には逆行する危険性があります。思い切って市がごみ減量化を進めていくなれば、本当は必要でなくなる可能性だってあるわけでしょう。ここの工場に対するごみの搬入は。それで、当面、思い切るというほどのこともないと思うんですが、福岡県に対して必要以上というか、想定外の財政負担の押しつけについてはごめんだと、困るということで、ほかの自治体も言っていると思うんですが、福岡県が責任持ってやり始めたことなんで、そちらの方で対応せよというような意見をキチンと述べる機会を設ける必要があるだろうと思っておりますが、市長、そういう機会がありますか。

○ 市民環境部長

今、委員さんが言われますとおり、RDFそのものの取り扱いについてはいろいろ問題もございまして、対費用の面についてもこのところちょっと上がったところがございます。その点については、私も関係市町村当然の話でございますけど、県の方への県費負担、そういうことについては要請しているところでございます。

○ 委員長

次に、江口委員の質疑を許します。

○ 江口委員

この自然共生プロジェクトを読みますと、この地域のこの飯塚の特色である農業という部分については、ここでは特段触れられていないように感じております。ところが、県の真ん中であって、そしてまた農地もきちんとあると、そして福岡や北九州と比べてやっぱり差がつけられるのは農業の部分があるんだと思います。それを住んでいただくための武器として使うことを考えると、この自然共生プロジェクトの中に農業という観点をキチンと入れておくことが必要だと思っております。その点に関しては、このプロジェクトに含まれているのかどうか、そこをお聞かせください。

○ 総合政策課長

この自然共生プロジェクト、この内容はあくまでも環境問題に主眼を置いて記述をしております。ごみ問題、自然環境の保護、諸エネルギーの啓発活動等について、積極的に今後プロジェクトとして取り組んでいくことというふうに記述をしているところでございます。確かに、農業につきましましては、農業は我が国の基幹産業でもありますし、本市の主要な産業でもございます。それで、この農業の振興につきましましては、別の第4章、施策の大綱の中で記述をさせていただいております。農業につきましても、本当に鋭意努力して推進していく所存ではございますが、この戦略プロジェクトの自然共生プロジェクトでは、先ほども申しましたように環境問題を主眼に取り扱っておるということでございます。

○ 江口委員

考えの方はおおそわかりました。今、お話をしました農業につきましまして、業としての農業というのを済みません、もう少し業ではないところの農を考えているわけです。人が住むときに楽しみとして土に親しむこと、庭があつて、そこに花が植わってれば心安らぐ。それと同じように、食事の部分を考えて、そしてまた楽しみ等も含めて農を考える。それをぜひやっていただきたいと思うわけです。それが福岡、北九州との違いだと思うわけですね。狭くて高い土地の中で広い庭であり家庭菜園を持つ家をつくるのは困難であるが、このエリアではそれが可能だというふうなところも含めて、自然共生という部分で考えていただきたいということを要望して、この質問を終わります。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

(な し)

ほかに質疑はないようですから、自然共生プロジェクトについての質疑を終結いたします。

次に、4、人材育成プロジェクトについて、28ページの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

28ページの4の3、市民主役の地域自治の推進についてです。3行目に組織強化に向けた支援や活動の場の整備に努めますと記述があります。そのほかのところは大体見当がつくんですが、この活動の場の整備というのは具体的にはどういうイメージでおられるのか、お尋ねします。

○ 総合政策課長

ここでは市民の皆さんの活動をお願いしたいという目的でございますが、この組織強化、市民活動にはたくさんの活動団体組織があろうかと思っております。大きくは自治会活動であり、いろいろな組織団体があると思います。特に、飯塚市にとりましては、新しいポジションとして市民活動推進という組織も強化をして取り組んでおるわけでございますが、そういう個々の組織、支援活動の場所といたしましては、市民活動プラザ等々、また公民館、そしていろんな公共施設もございます。そういうふうに各組織強化に向けた会場の提供を初めといたしまして、いろんな支援を行っていききたいという思いでございます。

○ 川上委員

この活動の場というのは施設整備のことではないということだと思うんですが、要するに私が気にしておるのは、第1章で市民参画だとか協働だとかいうのが、人権文化にあふれるまちづくりを進めていくためにはという展開で以下ずっときているんですよ、1章から。それで、この趣旨からいえば、ここの市民参画の地域自治の推進というのは、そのためにあるという流れになるんですね。そうしていくと、この活動の場というのは人権啓発の場かというふうに心配するわけですよ。関係ないなら関係ないというふうに言ってください。

○ 総合政策課長

くどいようでございますが、ここのタイトルは人材育成と、その中の市民と協働のまちづくりということでございますので、あくまでも地域、まちづくりを進めるための市民活動という認識でございます。

○ 川上委員

関係ないなら関係ないと。

○ 総合政策課長

今、議員が御質問の分については、想定はしておりません。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんでしょうか。

(な し)

ほかに質疑はないようですから、人材育成プロジェクトについての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開を2時10分にいたします。

休 憩 13:58

再 開 14:11

では、委員会を再開いたします。

次に、総括質疑に入ります。

最初に、総括質疑として保留しておりました事項について、保留となっております答弁を求めます。

○ 企画調整部長

一昨日の川上委員の質問の中で、ページとしまして13ページ、番号が9番目、財政状況の逼迫化の中で、総括質疑の中で答弁をさせていただくということで保留させていただいた点につきまして、御答弁申し上げます。

この答えとしまして、本市の財政状況は平成17年度の地方債残高が約642億円、経常収支比率が101.8となっており、平成18年度の予算では大幅な財政収支の不均衡が生じ、来年度の予算編成ができない危機的な状況となっておりますという文書の内容となっております。この文書の内容につきましては、この第1次飯塚市総合計画基本構想案の答申を昨年12月6日に御答申をいただきましたので、その時点においてはこのような財政状況でございまして、危機的な財政状況にありましたので、このような表現の内容にいたしておりますので、皆様方の御理解のほどをよろしく願います。

○ 川上委員

一昨日も聞いたんですけど、これは策定日は6月——採択されれば6月ということなんですよ。いつになるんですか、策定日は。

○ 企画調整部長

昨年の6月に諮問いたしまして、そして5回の審議会を開催いたしまして、昨年の12月6日に答申をいただいたわけでございます。この基本構想案を4月の議会に御提案申し上げまして、本特別委員会の中で審議をいただき、これを可決を本委員会の中で御承認をいただければ、可決をいただければ、6月の議会の方で可決をいただくというふうなスケジュール、段取りになっておるところでございます。

○ 川上委員

一昨日のやりとりをまたここで同じようにせんといかんというのは非常に残念に思うんですけど、6月策定になるんでしょう、これ法定でしょう、自治法で定められた法定のものでしょう。発表するんでしょう。そのときに6月策定のもので、例えば来年度予算編成ができないということになってくると、これは平成20年度のことだということになりますけど、その認識でいくというのなら、それはあなた方の考え方だから平成20年度は予算編成ができない危機的な状況となるよということの意味は通じるかもしれませんが、あなた方の認識で。しかし、今の答弁では、これは来年度は19年度という意味だという説明でしょう。そしたら、恥ずかしくないですか。

○ 企画調整部長

これ示してますこの基本構想案につきましては、これは昨年12月6日に審議会の方から答申を受けましたものを市の方で十分に検討しまして、そして審議会の答申を尊重いたした中で本議会の方に提案いたしております。したがって、答申が昨年12月6日に行われましたので、尊重するという意味という形の中でこのような文言になっておるのでございますので、その点よろしく願いいたします。

○ 川上委員

これは物の考え方の違いとかね、そういうことじゃないでしょう。これは市長、こういう答弁が出ることを承知の上だったんですかね。副市長でもいいけど。市長、副市長承知の上の答弁でしょう、もちろん。ちょっとお尋ねします。

○ 財務部長

今、企画調整部長の方から説明申し上げましたけど、12月6日時点で答申であったもの、そしてここで今質問者が言われますように編成ができないというふうにここで言い切ってしまうと、確におっしゃるようなちょっと状況も考えられますけれども、できない、いわゆる危機的な状況ですよということをここで言うわけでございますので、その点をひとつ御理解をよろしく願いいたします。財政的には危機的な状況じゃあ過ぎ去ったとか、あるいはもうそういう状態は全くない、厳しい状態というのは依然として続いているわけでございますので、予算編成ができないということであれば、そういうことも言われることもよくわかりますけれども、できないような危機的な状況です。いわゆる経常収支比率も100を超えておると、経常一般財源で経常的な経費が賄えないこと自体が、もう既に異常な事態であるということは、もうこれは否定できない事実でございますので、ひとつその点で御理解をお願いいたします。

○ 川上委員

こういう議論をきょうここでせんといかんというふうに思いませんでしたけどね、来年度の予算編成、私が言っているのは20年度のことですよ、それについて認識はいろいろあるでしょう。そのことと法律に基づいて飯塚市が市長、福岡県のリーダーとか牽引役とか言っている市が、法律に基づいて策定しようとしている文書で、明らかにおかしいと、はっきりしているものを何ていうんですか、こういうのは、市長どう思われますか。

○ 企画調整部長

先ほどから何回も繰り返し御答弁申し上げてまことに申しわけないと思っております。ここで記載している内容としましては、平成19年度の予算編成ができないような危機的な飯塚市の財政状況であるということ強調いたした中でこのように記載内容になっておりますので、皆様方の御理解のほどよろしく願いいたします。

○ 副市長

質問者が言われますように、これは総合計画でございますので、文言については十分気を使ったつもりでございます。ただ、ここの部分につきましては、財政状況の逼迫化という中で、

飯塚市の今の財政状況をこういうふうな言葉で表現させてもらって、その危機感を十分に認識していただきたいという意味でさせていただきますので、どうか御理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

繰り返して言っているでしょう、法律で定めて策定するように定められている文書なんですよ。6月に策定なんですよ。十分あなたの方がわかっているじゃないですか。それで、企画調整部長の答弁は論外だけど、財務部長から副市長の答弁、中身のことについて言われたんですよね。中身がそうであれば、そのように書けばいいじゃないですか。例えば、来年度が平成20年のことを言いたいんだったら、平成20年って書けばいいじゃないですか。それから、来年というのが平成19年だったら、平成19年って書けばいいじゃないですか。過去形にすればいいわけでしょう、なっていましたと。何で予算編成ができたんかと聞く人もおるかもしらんけど。だから、真実をこの間から言ったじゃないですか、徹底した情報公開とか、徹底した情報の共有とか。だから、タウンミーティングのときの52億円の話とか43億円の話——43億円とは言わなかったけど、そういう話もしたでしょう。あなた方は今度はタウンミーティングではわいわいわいわい言って、今度は法定でつくる文書の中に自分たちが明らかに変えなければならんおかしいと思うようなものを押し通そうとしよるわけですよ。歴史に残りますよ。だって、ずっと残りますよ、皆さん方が退職しても。この文書は、ここにおる人で10年後ここにおるとは限らない、ほとんどが。そういう文書ですよ。ものすごく重大な文書じゃないですか。だから、てにをはとかはいろいろあってもてにをはまでは質問しなかったけど、議員は皆一生懸命質問したじゃないですか。そういうものを市長、こういうのでいいですか。

○ 企画調整部長

このいわゆる言葉の表現としまして、先ほどから御答弁申し上げまして本当まことに申しわけないと存じておりますけど、飯塚市の財政状況は極めて悪化、逼迫化しているというような内容の中で記述させていただいておりますので、本当まことに申しわけございませんけど、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

○ 委員長

川上委員にちょっとお願いがあるんですが、あくまでもこれは基本構想計画でありますので、このあたりで意見としてとどめていただけるようにしていただけないでしょうか。

○ 川上委員

私は、企画調整部長には一遍も答弁を求めてない。最初から市長にあるいは副市長にずっと答弁を求めているんですけど、答弁立たないんです。だから、行政側が拒否したんですよ。だから、暫時休憩でも委員長の力で働きかけて、そして執行部で意思統一して答弁してもらったらどうかと思うんですけど。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 14:23

再開 14:26

委員会を再開いたします。

答弁をお願いします。

○ 副市長

先ほども御説明いたしましたように、この項につきましては現在の飯塚市の財政状況を述べたものでございます。それで、表現の仕方はいろいろあるかと思いますが、危機的な状況になっておるといふ状況は今も変わっておりませんので、そういうふうなことで今の本市の財政状況をこういう言葉で表現をさせていただいたということで、御理解をお願いいたします。

○ 川上委員

それは市長の答弁と同じ意味と理解していいですか。市長。

○ 市長

今、副市長が言いましたとおりでございまして、危機的な状況という部分を理解いただきたいと思います。そういう状況となっていますということですから、危機的で終わってない、状況というところを理解していただければ、トータルとしての御理解がいただけるんじゃないかと思えますけども、よろしく願いいたします。

○ 川上委員

非常に恥ずかしいことだと、市長自身が悔しくも思われているかもしれませんが、私はこういう政治的な立場とか別にして、法律に基づいてつくろうとしている文書をここにおられる方はだれでも議員も含めてほとんどの方がこのままではよくないと思ってあると思うんですよ。それなのにこれがこのまま通ろうとしているというのがね、あなた方が極めて異常だということを指摘しておきます。

それで、あなた方がそんなに基本構想を大事にしていなくても、私は一昨日来、議会で行われた質疑と答弁に基づいて、後の総括質疑の中で私は基本構想を大事にする立場で、あなた方とは違ってできるだけ建設的な質疑をしていきますので、真剣に私も質問するし、市長も真剣に答弁してもらいたいというふうに思います。この点については質疑を終わります。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表に掲載されています川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

まず、通告に従って総括の1、地方自治体と地方分権についてお尋ねするわけです。

3日間の個別の質疑の中でも申し上げた内容ではあるんですが、まず1番目に、この基本構想案の中に住民福祉の増進を図るという地方自治体本来の役割、これをきちんと明記し、その役割を進めるとの決意を明らかにする必要があると思うわけです。文書的にはどこに盛り込むのかということはあるかと思うんですけども、私は1章の中でこのスタンス盛り込んではどうかと思うんです。市長、いかがお考えですか。

○ 企画調整部長

この基本構想の中に、住民福祉向上という文言が織り込まれてないというような御指摘かと思えます。飯塚市としましては、この地方分権の推進が図られている今日におきまして、地方自治体の使命とも言われてます住民福祉の向上に努めることは当然のこととございます。その上で地域の行政は地域住民が自分たちで決定し、そして住民みずからその責任を負うという自己決定、自己責任のもとで、行政と市民がお互いにパートナーシップを取り合って、協働のまちづくりを推進してまいりたいという強い思いをこの中に盛り込ませていただいているわけとございます。

○ 川上委員

言葉足らずというんでしょうか、それは私は明記し、役割を進める決意を明らかにするべきだと言ったんだけど、今のはしないという答弁ですね。

○ 企画調整部長

はい、はいといいますよりも、住民福祉の向上というのはもういわゆる地方自治体の使命、本旨であるということからしまして、この住民福祉を努めるということはもう当然のことということで、この中に記載いたしておりませんが、その精神というのはいわゆる行政には十分にあるということとございます。

○ 川上委員

だから、どうするのって聞いているじゃないですか。明記をし、決意を明らかにしたらどうかと聞いているわけやから、それに答えんと質問が先に進みますよ。書かないのか書くのか

はっきり言えば。

○ 企画調整部長

このままの姿でいかせていただきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○ 川上委員

もういちいち確認するのもあれですが、とにかく住民福祉の増進を図るといふ地方自治体本来の役割は明記しないと、その役割を進めるとの決意も明らかに文書的にはしないということを確認します。

それから2点目ですが、貧困と格差を拡大する国の政策の推進に対して、地方自治体は今独自施策の展開を含めて、住民の暮らしを守り福祉の増進を図るといふ、こういう基本的立場を明らかにするべきだと思うわけです。今、13万の人口目標だとか設定しているんだけど、その市民がどのような状態にあるのかを国政との関係でも考えた場合、独自施策の展開を含めてそうでなければならぬと思うわけです。それをその基本的立場を明らかにしてはどうかと、文書的に思いますが、いかがですか。

○ 企画調整部長

本基本構想につきましては、今後この基本構想をもとにしまして策定します基本計画、さらには実施計画の中で、また限られた財源を十分に活用して、そして今質問者がおっしゃるような本市の特色ある地域振興、それから教育環境の整備、それから住民福祉の向上、少子化対策等々につきまして、十分に盛り込んだ中で、本市の目標でございます「人が輝き、まちが飛躍する住みたいまち、住み続けたいまち」を目指して邁進してまいりたいという考えでございますので、その点も含めまして御理解のほどよろしくお願いたします。

○ 川上委員

いちいち解説しないといかんのかと思うんだけど、今の答弁は私が言った観点はもう織り込み済みというふうにいったものと思うわけだけど、実はそうじゃないんです。この基本構想の中には、国の悪政によって市民が苦しめられている、そういう実態があるわけでしょう。そういう悪政から地方自治体が福祉を増進する立場から待ったをかける。場合によって、独自施策で救済する、助ける、こういうスタンスが必要だということを行ったわけです。それわからないですか、質問の意味が。それを含んでの答弁じゃないと思うんで、もう一遍答弁をお願いします。

○ 企画調整部長

この基本構想につきましては、今後10年間の中での大きな本市のまちづくりの方向性を示したものでございまして、これから今年度から策定に取りかかります基本計画、さらには実施計画の中で、今委員御指摘の部分については十分に検討した中で盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

じゃあ、確認しますけど、私が今問うたような観点は、実施計画で盛り込んでいくということですね。

委員長、続けていいですか。

○ 委員長

引き続き、川上委員に質疑を許します。

○ 川上委員

それでは、総括の2番目なんですけど、行財政改革についてお尋ねします。

3日間の審議だったんですが、基本構想案は少子高齢化の進行のもとで定住人口13万人を構想しています。自治体が本来の役割を果たす上で必要な財源確保を求められていますが、今日の財政危機は社会情勢の変化のもとで、国の地方財政に対する責任放棄、合併前からの本市

における不要不急の大型プロジェクトのツケによるところが大きく、教訓とすべきところがあります。ところが、合併後、齊藤市長にとって取りまとめられた行財政改革大綱等実施計画は、福祉・医療・教育の市民生活の身近な分野において深刻な住民犠牲を進めることによって、5年間で130億円の財源を確保する一方で、計画性のない鯉田工業団地づくり、市道三軒屋工業団地線づくりなどには巨額の税金を投入するものとなっています。ムダをなくして暮らしを充実するという住民が求める行財政改革へ流れを抜本的に切りかえるべきではないかと思うんですね。市長、いかがお考えですか。

○ 行財政改革推進室主幹

先日から地方自治の本旨に関しまして種々御質問等ありましたが、総合計画、それから行財政改革大綱、それから大綱に基づく実施計画につきましても、地方自治法に規定されてあります地方自治体の本来果たすべき役割等を念頭に置いた中で、地方分権時代に対応でき、地域間競争に勝ち抜けるような魅力ある自主・自律したまちづくりを積極的に展開するために、市民の皆さんの御理解、御協力を得ながら、危機的な財政状況を早期に打開し、安定・充実した足腰の強い行財政基盤を確立させることを目的として策定したものであり、総合計画、それから行財政改革大綱でもうたっておりますが、「人が輝き、まちが飛躍する住みたいまち、住み続けたいまちづくり」を目指しているものでございます。

○ 川上委員

市長答弁に立たないんだけど、合併して2年目に策定する10カ年計画ですね、それは行財政改革との整合性を持つということなんだけど、前半の5年間で住民及び市職員に前半の5年間で130億円の負担を押しつけて、住民サービスの低下、住民負担の増大を押しつけて、そして計画性のない開発事業を進めていくという、これで人が輝いたりまちが飛躍したりできるんですか。そういうことを聞いているんですよ。だから、国の問題もある、社会情勢の問題もあるけど、合併以前からの財政危機呼んだ理由があるわけじゃないですか。そこ反省してね、教訓酌んで流れを切りかえるべきではないかという質問なんですよ。市長が答弁できないはずないでしょう、答弁をお願いします。

○ 財務部長

今、財政危機を迎えたのは確かに国も金がない、地方も金がない、そういう中で三位一体の税源移譲関係のことから確かに地方が受けたと、多少の影響を受けて財源的に苦しくなったというのは、これは質問者が言われるとおり、ある程度その点は我々も認識しております。ただ、今回の行革というのは、この一定の時期をいましばらく我慢していただいて、将来の質問者が望まれるような、少しでもそれに近づくように、新しい飯塚市のマスタープランで掲げております「人が輝き、住み続けたいまち」と、これを目指すためにはやはり財政基盤が何よりもきちっと確立するのがまず大前提であろうと。そのためには行革をきちっとこなし、そして来るべき次の段階にステップしなきゃならんという思いでございます。だから、昨日でしたか、一昨日でしたかわかりませんが、この行革そのものが目的ではございませんと、将来のまちづくりのために必要な手段でございますということをひとつ御理解をお願いしたいというふうに思っております。

それと、再三にわたってこれから出てくるであろう鯉田工業団地の件がございしますが、この点で1点誤解がないようにひとつお願いしたいと思っております。質問の中でも夕張市の例がちよっと出まして、土地開発公社、第三セクターというイメージがあるのかどうかわかりませんが、夕張の場合は第三セクターで抱えていた赤字っていいですか、それが非常な巨額、我々には考えられないわけですけども、工業団地を通常やる場合は、原則的に過去の飯塚市はやってきたわけですけど、これはキチッと特別会計をつくって、その中で工業団地を仮につくった場合、一般論として。これは特別会計をつくって、その収支をきちっと明らかにする、金の出入りを明らかにするというのは当然でございます。それと、工業団地で特別会計を設置して、

その間の財源というのは基本的には過去もそうでしたけど、今後仮にやるとすれば、その間の財源というのは恐らく国の起債を借りてするようになると思います。そうなってくると、この計画自体がいわゆる端的な言葉で言いますと採算ベースに乗るのかどうか、見込みがあるのかどうかということの国、県との事前協議も必要になってまいります。そして、基本的にそこがかかった造成費用というのは、金利を含めて土地の売り払いの単価に当然反映させて売却します。そうしますと、一時的にその中で要った財源というのは、当然売り払いが完了した時点では原則的にトントンと申しますか、収支トントンになって市からの持ち出しは基本的にありませんよ。若干周辺整備に財源が要るかもわかりませんが、基本的にまだそういう見込みがないと国の方の起債許可がおりないと、そういう仕組みになっておりますので、工業団地につき込んだ資本というのが、もうそこで消えてなくなるという代物ではございません。一時的にそこにいっても、それは土地が売り払い完了した時点では、その投下した資本はきれいに回収できる、これが工業団地をやっていく、特別会計を設置してやっていく一つの考え方でございますので、そこにどんどんどんお金例えば20億から30億かかっても、それは土地が売れてしまえば、もちろん短期間で売れてしまうのが最良でございます。というのは、金利がつくほど土地が高くなるということがございますけど、原則的にはそういう仕組みで成り立つのが工業団地の仕組みでございますので、ひとつその点だけは誤解のないようによくお願いいたします。

○ 川上委員

その点についての誤解はないと思います。部長は今、後段の方ですが、答弁されたことによっても、鯉田工業団地づくりのいわゆる計画性のなさ、それから不透明性、展望のなさというのは否定できないですね。そのことをまず私の方からお話ししたいと思うんですが。だから、行財政改革について繰り返しになってちょっと恐縮ですが、3年我慢してくれだとか、5年我慢してくれという話は通用しないんですよ。我慢できない状態に、今私は市民は置かれていと思うわけです。それは飯塚市が犠牲を押しつけているだけじゃないですよ。自民党・公明党政治のもとで国が押しつけてきているのがベースにありますよ。もう我慢の限界まで来ている。それに飯塚市が加えれば大変なことだと。むしろ飯塚市は国の悪政にちょっと待ってくれという係をしていかないと、そこに地方自治体の目的、住民福祉の増進を図るという役割發揮があるんだということを言っているわけですよ。こういうことをするための行革をやらないといけない。だから、金がたまったら福祉の増進図るからねという言い方は、もうちょっと役割を忘れたことになる。福祉の増進を図りながら財政の再建を行うということを追求するためには、計画性がない、不透明、展望がない、そういう大型プロジェクトについては慎まなくてはならない。ということを述べておきたいと思います。

市長答弁に立たれないけど、今の行財政改革のやり方については改めないということかどうかを確認しますよ。

委員長、続けていいですか。

○ 委員長

はい。川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

それから、総括の3点目になりますが、大型開発についてお尋ねしていきます。

基本構想案でいろいろ吟味してきたわけですね。その角度の一つが不要不急のムダ遣いはないのかという観点の一つあったわけです。今から言うことが丸ごとそうだというわけではないけれども、そういう傾向を持つという意味合いを含めて言うんだけれども、例えば情報産業都市、流通産業都市、総合交通体系づくりなど、一定の大型プロジェクトについては、不要不急の事業への税金の浪費は許されない。情報公開を徹底し、市民意見を的確に反映し、事業着手前、事業着手後の見直しを中止、縮小、凍結を含めて行う市民参加のシステムを確立し

て、これを基本構想の中に盛り込むべきではないかと思うんですね。一たん決めた公共事業はとまらないと、毎年ローリングで見直してどこまでも追求するというようなことではまずいと思うんですね。それで、そういう市民参加の見直しシステム確立して、盛り込む考えはありますか、お尋ねします。

○ 企画調整部長

今、御指摘の件でございますが、この基本構想の中には今委員御指摘の分は箇所箇所には十分に盛り込ませていただいているというふうに私は認識いたしておるところでございます。しかしながら、今後市政の推進に当たりましては、市民の皆さんに行政情報を最大限に御提供申し上げまして、そして情報の共有を図り、決定過程から住民参加を積極的に促し、そして自己責任のもとで市民との一体となった協働のまちづくりを推進してまいりたいということからしまして、御指摘の件はこの中には十分に反映させていただいているという考えでございます。

○ 川上委員

どこにありますか。

○ 企画調整部長

まず、一番最初の都市目標像の中にも、済みません、基本構想の16ページでございます。第1章のまちづくりの都市目標像に掲げております、まず下の方に都市目標像がございます。これは先ほど私御答弁申し上げましたようなテーマの中で、本市の都市目標像に掲げております。その次のページの基本理念イメージというところで、4項目を挙げさせていただいております。この中に先ほど私が御答弁申し上げた分を十分に反映した中での表現、次のページからずっとこの中身については、この中にいろいろとる記載いたしている考えでございます。

○ 川上委員

気持ちはわかりました。気持ちはわかったので、私が何で言ったかということ、事業着手前、着手後の見直し、これを中止、縮小、凍結を含めて行う市民参加のシステムを確立して、これを盛り込む必要はないかと、あるでしょうというふうに言ったわけです。私の目から見るとどこにあるかわからないんだけど、この基本理念イメージの中に盛り込んでいるというわけですから、もう少し市民にわかりやすく実施計画の中で確立しますか。よその自治体ではしているでしょう、ね。だから、公共事業はいろいろあるんだけど、大型プロジェクトは決めたらもうとまらないと、金がなくなったときにとまると、目尾みたいに。では困るでしょう。そういうことを心配しているわけですよ。だから、このほかに思いを込めておるといふ答弁のようですから、実施計画の中で明文で入れられますか、お尋ねします。

○ 企画調整部長

その点につきましては、十分に検討させていただきます。

○ 川上委員

検討するでは非常に心配ですけど、市長がうなずいてありますので間違いはないだろうと思います。

それで、次に大型開発の問題では、やっぱり言わざるを得ないですよ、金額の大きさから。大規模な鯉田工業団地づくりは関連事業を含めて数十億円とも見られる巨額の税金導入が必要であると思うわけですね。にもかかわらず、齊藤市長は用地買収費を計上した今になっても事業費の見通しさえ明らかにしないんですね。また、この間の経過を検討すれば、不透明なことが余りに多く、まともな計画性も見られない。県道鯉田・中線の完成も今後少なくとも10年程度はかかる見通し。抜本的に鯉田工業団地づくり見直すべきではないですか。まだ引き返せますよ、お尋ねします。

○ 企画調整部長

まず、前段の御質問でございます。費用等につきましては、今内部で十分に検討した中での試算を行っております。近々のうちには、この鯉田工業団地のスケジュール、それから費用面

等につきましては議員の皆さん方にお示しする機会もあるというふうに考えております。

また、後段の御質問でございます。これ何度となく私は御答弁申し上げますが、この飯塚市の浮揚発展を図るためには、工業団地を早期に確保いたしまして、自動車関連企業の誘致を積極的に進めた中で、雇用の創出、そして定住人口の確保、さらには税収の確保という面を行いながら、活気ある飯塚市のまちづくりを推進するとともに、この地域間競争から負けない飯塚市の都市づくりを構築しなければならないというふうに考えておりますので、皆様方の御理解をよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

これは見直さないという答弁ですね。

○ 企画調整部長

この事業は推進させていただきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

私は、今後とも引き続きあらゆる機会をとらえて、この問題については警鐘を打ち続けたいと。建設的な見直し案についても提案できるようにしたいということを申し述べて、この質問を終わります。

○ 委員長

次に、川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

次に、総括の4点目、同和行政についてです。

同和行政は、国はこれ以上続けることは逆効果だと言って5年前に終結したんですね、ほかにもいろいろ言ってますけど。福岡県もようやくやめると言い始めた。同和行政の終結は、今や時代の大きな流れになっているんですね。本市は同和行政を今後10年間も継続させるべきではないと思うんです。人権文化にあふれるまちづくりを最高目標にして、同和行政の推進、人権教育、人権啓発をこのまま図っていけば、市民の内心の自由を脅かし、また年間数億円にも及ぶと見られる財政圧迫も非常に重大になると思うわけです。今回の基本構想案では、同和行政の終結を明記するべきではないかと思うんです。市長の答弁を求めます。

○ 人権同和推進課長

同和行政を終わるべきじゃないかということなんですけど、国の人権教育啓発に関する基本計画の中で、地域改善対策事業については平成14年3月、地対財特法の失効に伴い、すべて終了し、今後の施策ニーズは他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じて所要の施策が講じられる。したがって、今後はその中で対応が図られることになるが、同和問題の解決を図るための人権教育啓発については、平成8年5月の地域改善対策事業会の意見具申の趣旨に留意し、これまでの同和問題に関する教育啓発活動の中で積み上げられてきた成果を踏まえ、同和問題を重要な人権問題の一つととらえ、積極的に推進することとなっております。

なお、事業については、事業の必要性などの的確な把握に努めた上で、先ほども言いましたけど一般対策を講じていくことで対応していきたいと考えております。

○ 川上委員

ということは、どういうことですかね。私の質問は、基本構想では同和行政の終結を明記するべきではないかと質問したんです。これに対する答弁は市長どうですか。もう同和行政も終結って書いたらどうですか。

○ 企画調整部長

飯塚市としましては、この同和問題、人権問題が現存する限りにおきましては、この部落問題、人権問題の解決につきまして、行政としては取り組んでまいらないいけないというふうに考えておりますので、今質問者が言われることにつきましては、先ほど私答弁してますように、行政としては積極的にこの人権問題の解決に向けて推進していかなければならないというふう

に考えております。

○ 川上委員

我々は、一つの革新を持たなければならぬわけですよ。歴史は進歩するということなんですね。そして、1969年以来、33年間にわたって莫大な費用を投入して努力してきたわけでしょう。そして、21世紀を迎えた今、基本的に解消してありますよ。じゃあ、少し残っているんですかという話をあなた方しているわけでしょう。縄田部長そう言ったわけでしょう、残っている限りって言ったわけでしょう。国は、そのこのところで違う見解示したわけでしょう。つまり国は全部解消したとは言っていない。私もそう思いますよ。しかし、この最終的な解消のためには、今のこれまでの取り組みを同じように続けていては逆効果だと言ったわけです。だから、基本的に同和行政というのは終結しなければならない。今、全国的に県レベルでも自治体レベルでもそれが大勢を迎えているわけです。飯塚だけ続けなければならない特別な事情がもしかしてあるのかと、それはいいですよ。むしろ飯塚こそ終結するべきですよ。そしたら、先進自治体になりますよ。財政負担も大きいですよ。そのことだけ言っていない。ありとあらゆるところに人権文化あふれるまちづくりだとかいうのはね、これは次の質問か。だから、同和行政終結をするべきではないかと明記したらどうかというふうに言ったんです。しないということですね。非常に残念ですね。

次の質問ですが、基本構想にある基本的人権あるいは人権の尊重の文言の使用、あなた方ですよ、使用には本来の豊かな内容を持つ理念を差別の問題だけに矮小化してとらえる傾向がある。各所に「人権の尊重」という大事な言葉が入っている。しかし、全体としてそのことによって文書の意味がわかりにくくなったり、むしろ人権尊重という言葉の大事さを軽んじている。そういう傾向がこの基本構想全体の中にあるわけです。したがって、これはあなた方の責任で適切に整理をしなければならないと思うわけです。これは重要な問題だと思うんですね、どうですか、答弁を求めます。

○ 企画調整部長

確かに、本基本構想の中には、人権を大切にすると人権尊重という言葉があちこち出てきているのも実情でございます。しかしながら、本市の将来のまちづくりを進める上で、ここに住む地域の住民がお互いに支え合い、そして助け合いながら、この協働のまちづくりを進めることが非常に大切でございます。そのためにも住民一人一人がお互いにこの人権を大切に、そして人権を尊重し合いながら、この飯塚市の活気ある住みたいまち、住みたいまちということからの意味合いからしまして、このようにお互いが助け合ってまちづくりを進めようという意気込みといたしますか、考え方といたしますか、気持ちを十分に込めて、この基本構想の中に盛り込ませていただいているというのが実情でございますので、よろしく願いいたします。

○ 川上委員

もう先ほど言ったとおりですよ、「人権の尊重」という文言の不適切な使用ですね、あなた方による。これはどうして出てくるかというのと、とにかく一番最初ですよ、「人権文化にあふれるまちづくりを進めていく」というこの規定から出発しているんですね。これは底流にあったかもしれないけども、言葉としては都市建設計画とは断絶がある、どうしてこういうのが入ってきたかをよく考えなければならぬでしょう。

それで、総括の5点目に行きたいんですが。

○ 委員長

川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

それで、総括の最後ですが、5点目、市民が主役のまちづくりについてお尋ねいたします。

市民が主役のまちづくりというのは、「人が輝き、まちが飛躍する住みたいまち、住みたいまち」という都市目標像を目指す上で基本になるものですね。実は、一致しているところ

もあると思うんですね。市民が主役のまちづくりのためには何が大事かということなんです。あなた方は絶対に明記しない、含んでいるから当たり前のことだから明記しないと書いたんだけど、住民福祉の増進を図る立場で行政が責任を果たすことが不可欠なんです。自己決定・自己責任で頑張っただけというわけにいかないんですよ。市民と行政の協働の名のもとに、財政削減を最大のねらいとして公的責任を放棄することは認められないと思うんです。そういう観点になっているところの文言は訂正するべきではないかと思うんですが、どうお考えですか。

○ 企画調整部長

今、御指摘の件でございます。市政運営を推進する中で、市民が主役のまちづくりというのはもう基本でございます。その基本をしっかりと踏まえた中で、このような基本構想の策定ということに至っていることは、御理解いただけるというふうに考えております。先ほどから私何度となく御答弁申し上げておりますけど、本市の市政を推進するに当たりましては、市民の皆さんに本市の行政情報を最大限に御提供申し上げまして、情報の共有を図りながら政策策定過程から住民参加を積極的に促し、そしてその責任のもとに市民と行政が一体となって協働のまちづくりを推進するとともに、市民本位の市民が主役の開かれた市政運営を推進してまいりたいというふうに考えておりますので、委員の皆さんの御理解をよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

重ねてこれは指摘しますが、市民と行政の協働というのと市民が主役という言葉は何となく似ているでしょう。でも、私が先ほど見解を述べたのは、市民が主役のまちづくりを進めるためには、行政の福祉増進の立場からの関与が必要だと、サポートが必要だということを言っているわけです。一方で、この中にたくさん出てくる市民と行政の協働という言葉が、仮にも財政削減を最大のねらいとして公的責任を放棄につながるのではだめだ、まずいんじゃないかということを使ったわけですね。

続けますけど、自己決定・自己責任という言葉も何カ所もあります。これを地方自治の本旨というふうに記述しているんですね、各所で。この記述は、住民自治の発展を期待するというよりは、行政の基本的な責任を放棄する一方で住民に新たな負担だけ押しつける、こういう文脈の中で展開されているところが少なくないわけです。市民が主役のまちづくりにとって障害になりかねないですね。この部分については、二、三カ所はっきりしたところであります。したがって、検討してこの部分は削除するなど改める必要があると思いますけど、どういうふうにお考えですか。

○ 企画調整部長

先ほど来から私本当御答弁申し上げますように、この飯塚市の将来のまちづくりを進めるに当たりましては、いわゆる住民の皆さん方の自己決定・自己責任、そして飯塚市と市民との協働のまちづくり、これが今から本当に求められるまちづくりであるというふうに強く感じております。したがって、この自己決定・自己責任という部分につきましては、このような表現の中で十分に協働のまちづくりを進めていただくという意味合いからしまして表現いたしておりますので、このままの姿でいかせて、いくという考えでございます。

○ 川上委員

以上で総括質疑を終わります。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

ほかに質疑はないようですから、これで議案に対するすべての質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○ 川上委員

私は、第1次飯塚市総合計画基本構想案に反対し、討論を行います。詳しくは本会議で述べ

ることとし、特別委員会では基本点の幾つかについて述べることにいたします。

反対する理由の第1は、この基本構想案が地域経営の総合指針の役割を持つと言いながら、地方自治体の本来の役割である住民福祉の増進の明記をあえて拒否し、しかも計画期間の前半に当たる5年間に130億円分も住民サービスの切り下げと負担の増大を押しつける住民犠牲の行財政改革を前提にしているからであります。その一方では、計画性のない工業団地づくりを初め、不要不急の大型開発に巨額の税金を投入する内容があることも重大であります。むだを削り、暮らしの充実に回す、住民が求める行財政改革へ抜本的に流れを切りかえるべきであります。

第2は、人権文化にあふれるまちづくりを最高目標にした市民参画、協働、人権尊重の総合指針という役割の明記は、新市建設計画にもなかったものを基本構想案に新たに盛り込んだものであり、国はこれ以上続けることは逆効果だといって5年も前に終結し、福岡県もようやくやめると言い始めた同和行政を本市において温存し、継続するためのものであり、これは市民の内心の自由を脅かし、また年間数億円にも及ぶと見られる財政圧迫も重大であります。本基本構想案では、同和行政の終結こそ明記するべきであります。以上で討論を終わります。

○ 委員長

ほかに討論ありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第6号 第1次飯塚市総合計画基本構想を定めることについて」は、原案どおり可決することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

正副委員長を代表いたしまして、一言お礼申し上げます。

本特別委員会は4日間を予定しておりましたが、3日間で審査を終了することができました。これは委員各位並びに執行部の皆様の御協力のおかげと心から感謝いたしております。

さて、委員会審査の中で各委員から指摘なり要望が多々あっておりましたが、執行部におかれましては、この意を酌んでいただき、市民福祉の向上のため、また市勢発展のために御尽力いただきますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第1次総合計画基本構想特別委員会を閉会いたします。長時間お疲れさまでございました。ありがとうございました。